

# 第4次忠岡町地域福祉計画 地域福祉活動計画



令和3年3月

忠 岡 町

社会福祉法人 忠岡町社会福祉協議会



## ごあいさつ

本町は、平成28年3月に「第3次忠岡町地域福祉計画」を策定し、「地域のつながりで支えあい ともに暮らす忠岡町」を基本理念とし、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域にかかわるすべての人が、お互いに支え合い、助けあいができるまちをめざして地域づくりに取り組んでまいりました。

しかし、近年における少子高齢化や人口の減少、ライフスタイルや価値観の多様化などの社会的構造の変化により、地域を取り巻く環境は大きく変化し、従来から地域にあった人と人とのつながりが希薄となり、社会的孤立や虐待など本町を取り巻く環境も大きく変化しております。

この度、第3次計画の期間が令和2年度をもって満了となるため、国や府の動向を踏まえ、「第4次忠岡町地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、「つながり つどい 支え合う 地域共生のまち ただおか」を将来像とし、「支え合うコミュニティづくり」、「地域福祉の担い手づくり」、「自立生活を支える福祉基盤づくり」、「福祉セーフティネット」の4つの基本目標を掲げ、地域のなかでお互いに支え合いながら、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

また、第3次に引き続き、忠岡町社会福祉協議会が策定する「忠岡町地域福祉活動計画」と忠岡町の策定する「忠岡町地域福祉計画」を一体的に策定することにより、住民の皆様にご協力いただきながら、協働で地域の課題等に取り組み、地域福祉をより一層推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました忠岡町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査、パブリックコメントなどで貴重なご意見やご提言をいただきました住民や関係機関の皆様にご心より厚くお礼を申し上げます。

令和3年3月

忠岡町長 杉原 キヨシ 健士





## ごあいさつ

社会福祉の基礎構造改革を受けて、平成12年6月に施行された社会福祉法では、個人の自立した生活を総合的に支援していくために「地域福祉の推進」が位置付けられました。同法の中で、社会福祉協議会は、地域福祉を推進していく中核として、明確に位置付けられました。

本会は、平成3年7月に社会福祉法人として設立し、その後、平成19年3月に第1次地域福祉活動計画を策定し、以降第2次、第3次と5年おきに策定しながら、福祉のまちづくりを推進してまいりました。



この間、忠岡町における地域の状況が徐々に遷移しております。特に、少子化や高齢者世帯の増加の傾向が表れています。また、最近では、ひきこもりや子育て家庭の孤立化、児童や高齢者の虐待、生活困窮、人間関係の希薄化など社会情勢が目まぐるしく変化しています。さらに労働者人口も減少の影響もあり経済情勢においても下降に転じており、福祉の現場においても介護者や地域の担い手の不足に直面しております。

このような中、社会福祉協議会といたしましては、住民皆様方に自分たちの住むまちの地域づくりに少しでも多く関わっていただき、地域のつながりを深め、本計画の基本理念である「つながり つどい 支え合う 地域共生のまち ただおか」をめざして、町行政の地域福祉計画と基本目標を一体化した地域福祉活動計画を策定することにより、町行政との連携をより一層深め、地域福祉の更なる推進を図ってまいります。

この計画は、社会福祉協議会だけの計画だけでなく、住民の皆様と地域福祉にかかわる民間のあらゆる団体と連携して進めてまいりたいと考えていますので、ご理解とご協力、ご参加をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました忠岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の委員様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました住民の皆様、また各種団体や事業所の皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

令和3年3月

社会福祉法人忠岡町社会福祉協議会

会長 上ノ山 幸子



# □ ■ 目次 ■ □

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 策定の趣旨 .....	1
2 計画の法的位置付けと期間 .....	2
3 計画策定体制 .....	4
4 国や府の動向を踏まえた計画策定のポイント .....	5
<b>第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題</b> .....	<b>7</b>
1 町の現状 .....	7
2 アンケート調査結果（抜粋） .....	13
3 第3次地域福祉計画の取組状況 .....	23
4 本町の課題 .....	28
<b>第3章 計画の基本的考え方</b> .....	<b>32</b>
1 基本理念と将来像 .....	32
2 施策の体系 .....	34
3 重点目標 重層的支援体制の整備 .....	35
4 基本目標 .....	36
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>40</b>
基本目標1 支え合うコミュニティづくり .....	40
基本目標2 地域福祉の担い手づくり .....	54
基本目標3 自立生活を支える福祉基盤づくり .....	60
基本目標4 福祉セーフティネットづくり .....	69
<b>第5章 計画の推進に向けて</b> .....	<b>75</b>
1 計画の推進体制の整備 .....	75
2 地域福祉の推進に向けた各主体の役割 .....	75
3 地域との協働による推進 .....	75
4 計画の推進・進行管理 .....	76
<b>資料編</b> .....	<b>77</b>
忠岡町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 .....	77
忠岡町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会委員名簿 .....	78
策定経過 .....	79
用語解説 .....	80

※本計画では、障がい者の「害」という漢字からくる印象を考慮し、法制度や国の計画、固有  
名詞以外は「障がい」とひらがなで表記しています。





# 第1章 計画策定にあたって

## 1 策定の趣旨

### (1) 国の動向

これまで、日常生活において不安や悩みがあれば地域の誰かに相談をし、世帯の状況の変化に周囲が気付き、支え合うという地域の「相互扶助」や家族の「助け合い」が身近にあり、子育てや介護などで支援が必要な場合も、地域や家族で主にそれを担ってきました。

しかし、少子・超高齢社会の進行とともに、高齢者世帯の増加、個人のライフスタイルや価値観の多様化、生活不安の増大や情報化の進展などを背景として、人と人とのつながりの希薄化や地域コミュニティの弱体化が全国的に見られます。また、地域社会や家庭を取り巻く環境は大きく変化し、各種福祉分野に対するニーズは高まり、近年では「8050問題<sup>\*</sup>」や「ダブルケア<sup>\*</sup>」などの新たな課題が発生しています。さらに、自然災害への対応も喫緊の課題があり、分野横断的な福祉の取組や、安全に避難ができる体制の確立も地域の役割として求められています。

そのため、今後は公的支援のあり方を個別分野に対応する「縦割り」から、分野横断的に対応する「丸ごと」へと転換していくことが求められています。また、地域福祉をより一層推進していくためには、行政だけでなく地域住民や企業、団体などの多様な主体による協働は必要不可欠です。そこで、「支え手」や「受け手」という考え方ではなく、それぞれが地域福祉の推進に「我が事」として参加することができるよう、意識の醸成や環境の整備を推進していくことが重要です。

### (2) 本町の方針

地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。この実現のためにも、今後は人と人とのつながりや支え合いの精神を醸成し、地域全体で課題の解決に向けて取り組むことが重要となります。

本町は、平成28年度から令和2年度を計画期間として「地域のつながりで支えあい ともに暮らす忠岡町」を基本理念とした「第3次忠岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、住民参加によるコミュニティの形成や共生の地域づくりの推進、連携・協働の仕組みづくりを進めてきました。この計画の期間が令和2年度をもって終了することから、国、府の動向を鑑みながら地域の現状や課題を見直し、本町の地域福祉推進の指針となる「第4次忠岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を新たに策定します。

そして、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的マイノリティ<sup>\*</sup>などに関わる問題や同和問題等が生じることなく、全ての住民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に取り組めます。また、住民が自ら考え、自ら活動する、住民主体による福祉活動を通じて、孤立や排除のない全ての人が幸せに暮らすことのできる地域社会の醸成をめざします。

## 2 計画の法的位置付けと期間

### (1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置付けと関係

地域福祉計画・地域福祉活動計画は、共に地域における福祉を推進するための計画です。

地域福祉計画は、地域の様々な課題の解決に向けて、町の実組の方針を定め、地域福祉推進の基本方向を示す役割を担うものです。

地域福祉活動計画は、地域の多様な主体の参画の下で、日常生活上の不安の解消や地域の福祉課題の解決を図るために、社会福祉協議会が策定する計画です。

地域福祉計画も地域福祉活動計画も同じ目標を持つ計画であるため、両計画を一体的に策定し、進捗を管理することでより効率的、効果的に活動や事業を展開していくことが可能であるとの考えから、本計画も第3次計画に引き続き、地域福祉計画と地域福祉活動計画とを一体的に策定します。

#### ①地域福祉計画

「社会福祉法」第107条に位置付けられた計画です。市町村地域福祉計画の策定について、以前は「任意」とされていましたが、平成30年4月の社会福祉法の一部改正に伴い「努力義務」となりました。さらに「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉分野における共通な事項」を記載する、「上位計画」として位置付けられることとなりました。

#### ②地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、法律によって策定が義務付けられているものではありません。しかし、社会福祉法において市町村地域福祉計画に「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」を掲げるとされていることから、地域住民、ボランティア、NPO※、社会福祉法人、社会福祉協議会、行政等の多様な主体が協力して、地域福祉課題の具体的な解決に向けて取り組むための内容を盛り込み、地域福祉計画と一体的に策定することが望まれます。

図表 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」との関係

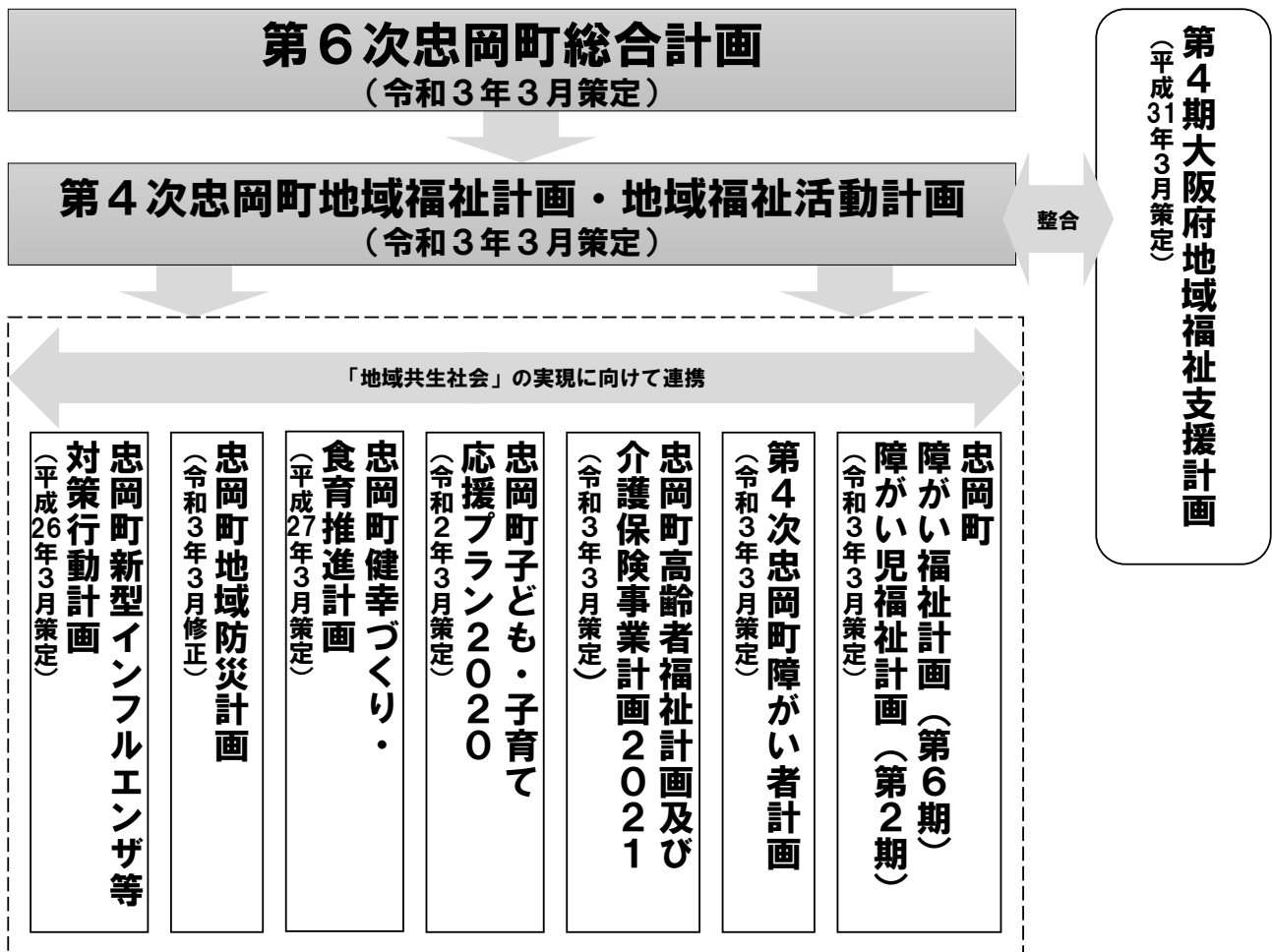
	地域福祉計画	地域福祉活動計画
計画の趣旨	行政計画として、理念、目標、施策などの方針を設定	多様な主体が福祉活動を推進するための計画
目標	住民や民間の団体、行政等との連携による 地域課題の把握・共有、協働による地域福祉の推進	
策定主体	町	社会福祉協議会

## (2) 上位計画・関連計画との関係

本計画の策定にあたっては、上位計画である「第6次忠岡町総合計画」との整合性を図るとともに、個別分野計画である「忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 2021」及び「第4次忠岡町障がい者計画」、「忠岡町障がい福祉計画（第6期）障がい児福祉計画（第2期）」、「忠岡町子ども・子育て応援プラン 2020」、「忠岡町健幸づくり・食育推進計画」等との連携・調整を図ります。また、府の「第4期大阪府地域福祉支援計画」との整合性にも留意します。

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度の5年間とします。

図表 上位計画・関連計画との関係



図表 計画の期間

計画名	年度	平成30年	平成31年 ／ 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
		2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
忠岡町総合計画		第5次			第6次					
忠岡町地域福祉計画・ 地域福祉活動計画		第3次			第4次(本計画)					第5次

### 3 計画策定体制

本計画の策定体制は以下のとおりです。

#### (1) 「忠岡町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会」の設置

学識経験者をはじめ福祉関係者、関係機関等から構成される「忠岡町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会」を開催しました。

#### (2) 住民からの意見・要望等の収集

##### ①住民アンケート調査の実施

地域の福祉に関するニーズや地域課題の把握に向けて住民アンケート調査を実施しました。

図表 住民アンケート調査の概要

調査名	実施期間	対象者	回収状況
住民アンケート	令和2年9月5日 から令和2年 9月20日	町内にお住まいの18歳以上の方の中から1,000人の方を無作為に抽出。 (令和2年9月1日基準日)	回収票・率 381票 38.1% 有効回収票・率 369票 36.9%

##### ②パブリックコメントの実施

住民の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

#### (3) 団体・施設・事業所への意見聴取

地域の福祉に関するニーズや地域課題の把握に向けて団体・施設・事業所アンケート調査を実施しました。

図表 団体・施設・事業所アンケート調査の概要

調査名	実施期間	対象者	回収状況
団体・施設・事業所アンケート	令和2年9月5日 から令和2年 9月20日	忠岡町内の地域福祉活動に取り組んでいる団体・施設・事業所101箇所	有効回収票・率 73票 72.3%

## 4 国や府の動向を踏まえた計画策定のポイント

第3次計画が策定された平成28年以降、地域共生社会<sup>\*</sup>の実現に関する主な事項として以下のような動きが見られます。こうしたポイントを踏まえた計画策定を進めます。

### (1) 国の法改正等

#### ① 人権に関する法律の施行（平成28年）

一人ひとりの人権を最大限に尊重し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法が施行されました。

#### ② 「成年後見制度利用促進基本計画」の閣議決定（平成29年）

認知症や障がいなどにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人を社会全体で支え合う、成年後見制度<sup>\*</sup>の利用を、総合的かつ計画的に推進することを目的として「成年後見制度利用促進基本計画」が成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づいて定められました。

#### ③ 改正社会福祉法の施行（平成30年）

複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援、「制度の狭間」の問題など、既存の制度では困難な課題の解決を図るため、地域における支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制の構築をめざし、改正社会福祉法が施行されました。

#### ④ 「再犯防止推進計画」の閣議決定（平成29年）と「再犯防止計画加速化プラン」の閣議決定（令和元年）

国民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、「再犯防止推進計画」が再犯の防止等の推進に関する法律に基づいて定められました。また、令和元年にはより重点的に取り組むべき再犯防止に関する各種取組を加速化させるため、「再犯防止推進計画加速化プラン」が閣議決定されました。

#### ⑤ 改正社会福祉法の施行（令和3年予定）

これまで、地域福祉の推進は地域住民が主体となって行うものとされてきましたが、今回の改正で「地域住民が主体である」ことが明示されました。また、包括的な支援体制の整備に関する事項が計画の必須記載事項として示されるとともに、その具体例として重層的支援体制<sup>\*</sup>整備事業を実施することができる旨が示されました。

### (2) 第4期大阪府地域福祉支援計画の内容

#### ① 計画策定の原則

地域福祉の推進のために、「人権の尊重と住民主体の福祉活動」、「ソーシャル・インクルージョン」、「ノーマライゼーション<sup>\*</sup>」の3つを各種取組推進の原則としています。

## ②SDGs※を踏まえた計画

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（略称：SDGs）の「誰一人取り残さないこと」という理念は、地域共生社会の実現の理念と合致するため、その趣旨を踏まえることとしています。

SDGsは国連で地球の持続的な開発目標として採択され、各国はSDGsの実現に取り組むこととなっています。SDGsは私達がこれからも地球で生活し続けるために大切にしなければいけないことを示したものであり、先進国、発展途上国の双方で取り組むべき17の目標と169の指標を設定しています。

図表 SDGs（持続可能な開発目標）で掲げられる17の目標

 <p><b>1</b> 貧困をなくそう</p>	<p><b>1. 貧困をなくそう</b> あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>	 <p><b>2</b> 飢餓をゼロに</p>	<p><b>2. 飢餓をゼロ</b> 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成する</p>
 <p><b>3</b> すべての人に健康と福祉を</p>	<p><b>3. 全ての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>	 <p><b>4</b> 質の高い教育をみんなに</p>	<p><b>4. 質の高い教育をみんなに</b> 全ての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
 <p><b>5</b> ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p><b>5. ジェンダー平等を実現しよう</b> ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と女性のエンパワーメントを図る</p>	 <p><b>6</b> 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p><b>6. ジェンダー平等を実現しよう</b> 全ての人と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>
 <p><b>7</b> エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p><b>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b> 全ての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p><b>8</b> 働きがいも経済成長も</p>	<p><b>8. 働きがいも経済成長も</b> 全ての人のための包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する</p>
 <p><b>9</b> 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p><b>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう</b> 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p>	 <p><b>10</b> 人や国の不平等をなくそう</p>	<p><b>10. 人や国の不平等をなくそう</b> 国内及び国家間の格差を是正する</p>
 <p><b>11</b> 住み続けられるまちづくりを</p>	<p><b>11. 住み続けられるまちづくりを</b> 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする</p>	 <p><b>12</b> つくる責任 つかう責任</p>	<p><b>12. つくる責任 つかう責任</b> 持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>
 <p><b>13</b> 気候変動に具体的な対策を</p>	<p><b>13. 気候変動に具体的な対策を</b> 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策をとる</p>	 <p><b>14</b> 海の豊かさを守ろう</p>	<p><b>14. 海の豊かさを守ろう</b> 海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p><b>15</b> 陸の豊かさも守ろう</p>	<p><b>15. 陸の豊かさも守ろう</b> 陸上生態系の保護、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、並びに生物多様性損失の阻止を図る</p>	 <p><b>16</b> 平和と公正を全ての人に</p>	<p><b>16. 平和と公正を全ての人に</b> 平和で包摂的な社会を推進し、全ての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆる場面において効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>
 <p><b>17</b> パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p><b>17. パートナリシップで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>		

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

### 1 町の現状

#### (1) 地勢

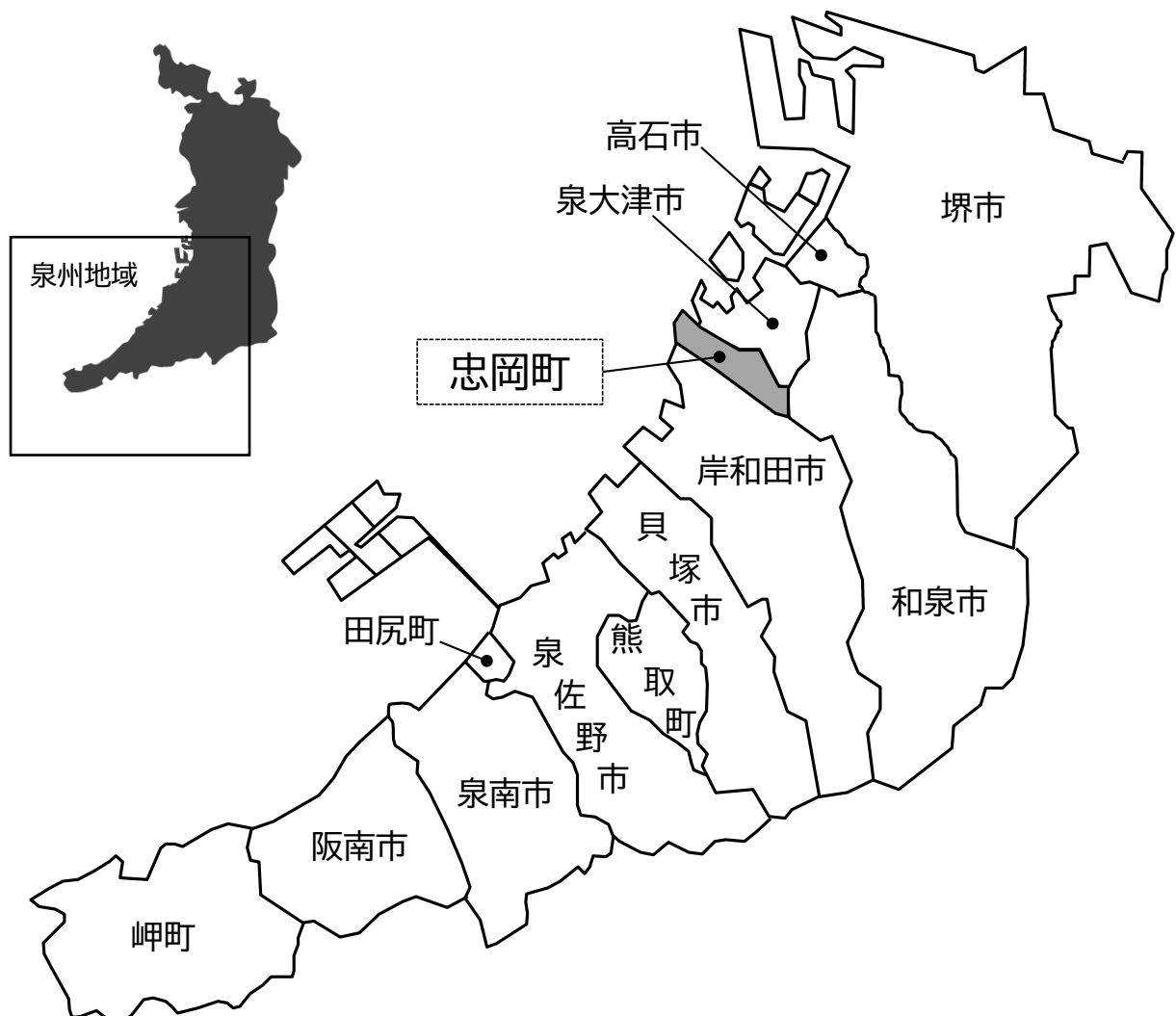
本町は、大阪府の西南部、大阪湾に面する平野部に位置し、北東部は大津川と牛滝川を境に和泉市、泉大津市に、南部は岸和田市に接しています。町域は全て市街化区域となっており、面積は3.97km<sup>2</sup>と全国の町で一番面積の小さい自治体となっています。

臨海部は木材コンビナートや下水処理場が埋め立てにより造成されており、この臨海部と北部は工業地、その他は住宅と中小工場が混在しています。

鉄道は南海本線（空港線）が南北方向に通っており、町のほぼ中心部に忠岡駅が設置され、大阪都心部までは南海本線（空港線）で約30分、関西国際空港までも南海本線（空港線）で約30分と、利便性の高い場所に位置しています。

道路は、南北方向に阪神高速4号湾岸線、府道臨海線、国道26号などが、東西方向に府道田治米忠岡（たじめただおか）線と町道中央線が通っています。

図表 忠岡町の位置図

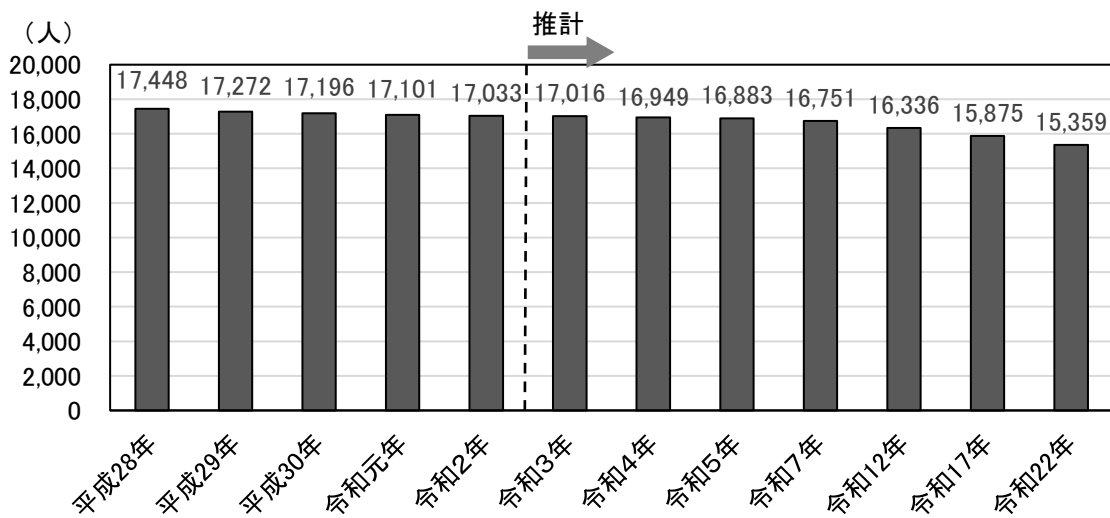


## (2) 総人口と年齢3区分別人口構成比

本町の総人口は減少傾向で推移しており、令和2年の総人口は平成28年から415人減少して17,033人となっています。将来人口推計では、令和7年には総人口が16,751人、令和22年が15,359人になると見込まれています。

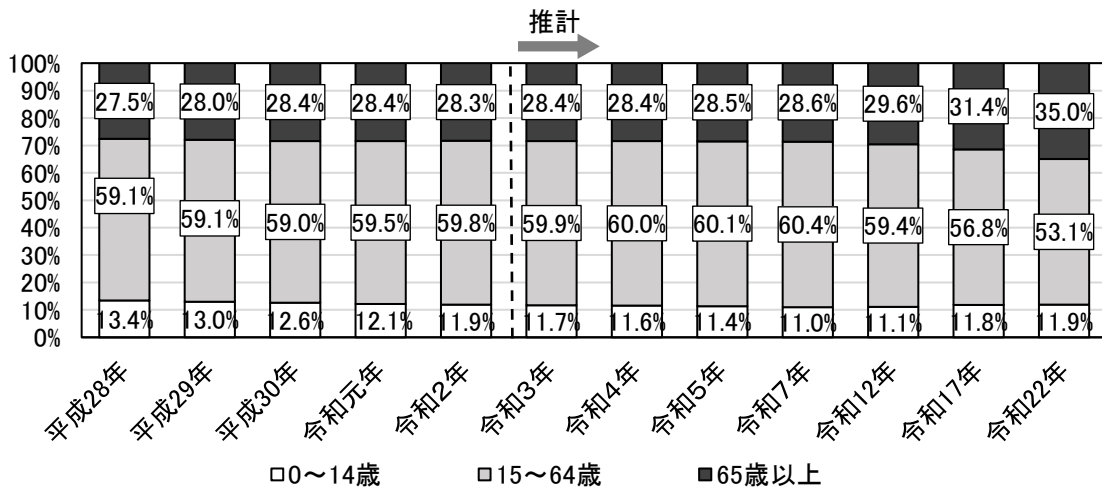
平成28年から老年人口（65歳以上）の割合は上昇傾向にあり、令和2年は28.3%となっています。それ以降は、一定水準で推移すると見込まれますが、令和22年には35.0%に達すると想定されます。

図表 総人口の推移



出典：住民基本台帳 各年9月末時点  
 (令和2年のみ5月末時点、令和3年以降は忠岡町人口ビジョンと整合性を確保)

図表 年齢3区分別人口構成比の推移



※小数点第2位以下を四捨五入しているため、割合の合計が100.0%を超える場合があります。

出典：住民基本台帳 各年9月末時点  
 (令和2年のみ5月末時点、令和3年以降は忠岡町人口ビジョンと整合性を確保)

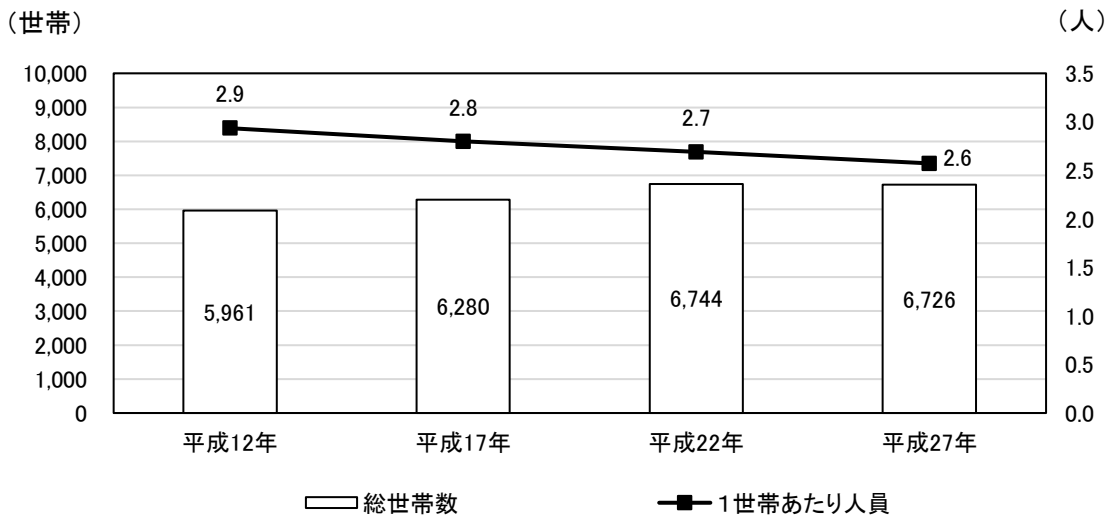


### (3) 世帯数

本町の総世帯数は、平成12年の5,961世帯から平成27年には6,726世帯に増加しています。人口が減少傾向にある中、世帯数は増加傾向にあるため、1世帯あたり人員は平成12年の2.9人から平成27年には2.6人まで減少しています。

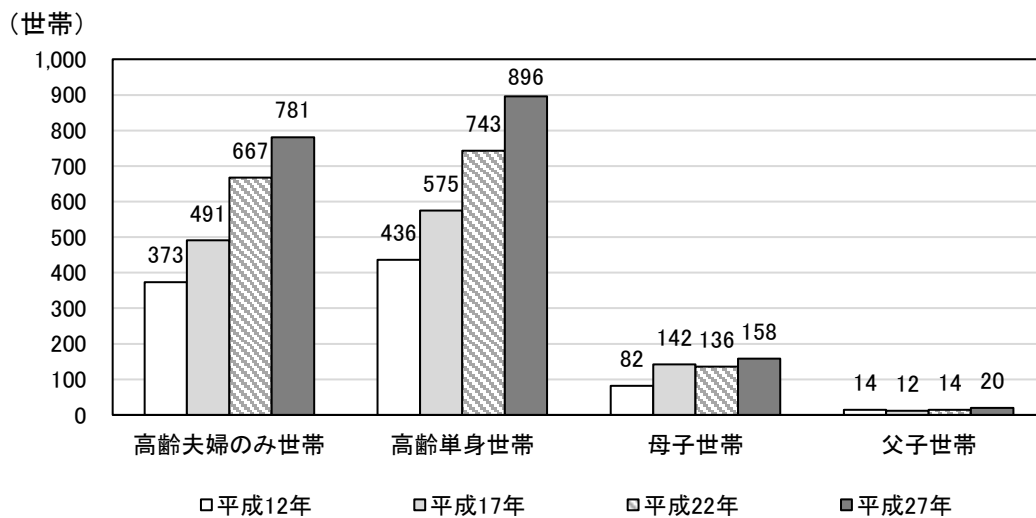
また、高齢夫婦のみ世帯や高齢単身世帯が増加傾向にあるとともに、ひとり親世帯についてもおおむね増加していることから、町内には地域の方々や行政の支援を必要とする世帯が増加していると考えられます。

図表 世帯数と1世帯あたり人員



出典：国勢調査

図表 各種世帯の推移



出典：国勢調査

## (4) 子どもを取り巻く状況

本町における、子どもを取り巻く状況として、以下のような傾向が見られます。

### ①少子化が進行しています。

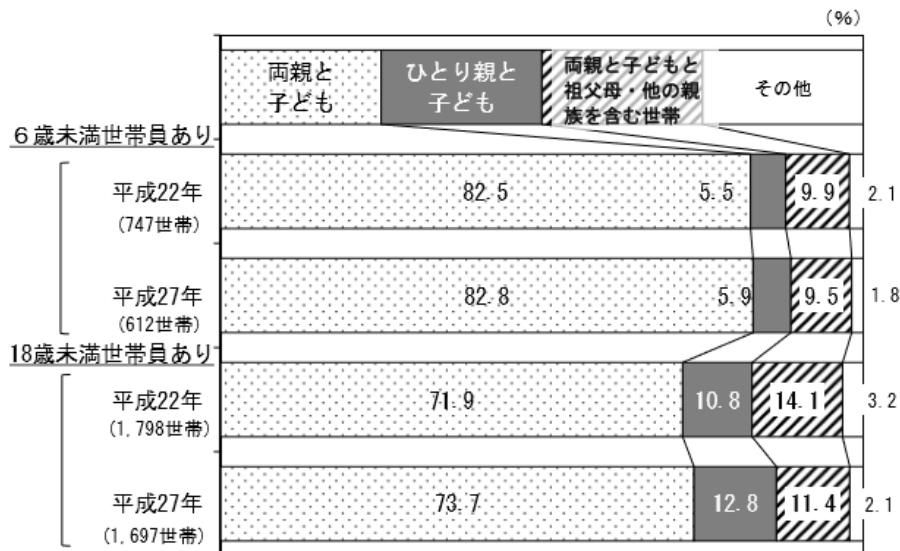
年少人口の割合は年々低下しており、平成 28 年の 13.4%から令和 2 年には 11.9%となっています。

出典：住民基本台帳

### ②子どもを含む世帯構成の割合が変化しています。

平成 22 年時点では、18 歳未満世帯員ありで両親と子どもからなる世帯が 71.9%、次いで両親と子どもと祖父母・他の親族を含む世帯が 14.1%、ひとり親と子ども世帯が 10.8%、その他世帯が 3.2%となっていました。その後平成 27 年では、両親と子どもからなる世帯が 73.7%、次いでひとり親と子ども世帯が 12.8%、両親と子どもと祖父母・他の親族を含む世帯が 11.4%、その他世帯が 2.1%となっており、両親と子どもと祖父母・他の親族を含む世帯よりひとり親と子ども世帯の占める割合が上回っています。

図表 世帯構成別の割合



出典：国勢調査（忠岡町子ども・子育てプラン 2020 より抜粋）

### ③子育て世代の転出が増加しています。

男女共に平成 17 年から平成 22 年にかけては全体的に転入者が増加傾向でしたが、男性は、平成 22 年から平成 27 年にかけては 20 代から 30 代前半の転出が多くなっています。女性は、平成 22 年から平成 27 年にかけては 20 代から 40 代前半における転出が多くなっています。

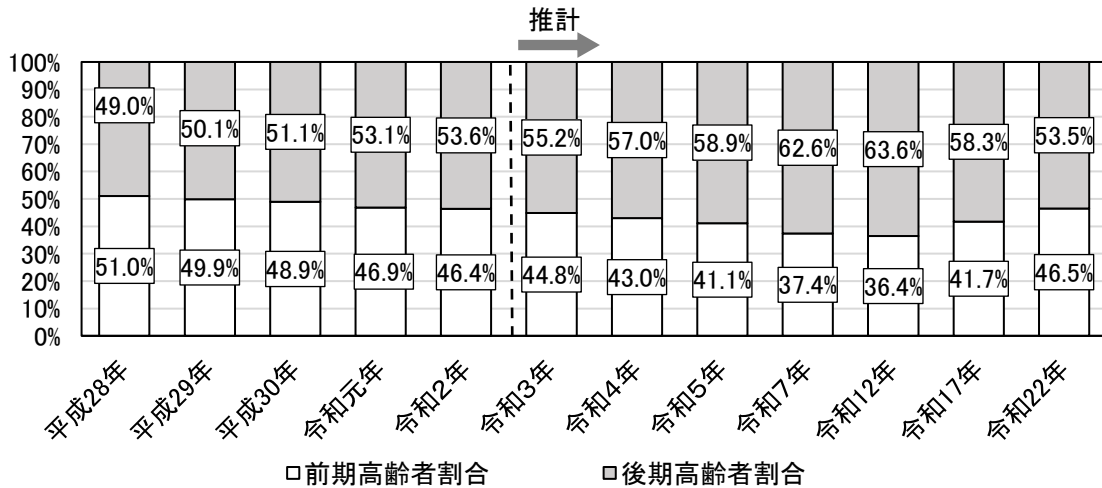
出典：国勢調査（第 6 次忠岡町総合計画より抜粋）

## (5) 高齢者を取り巻く状況

### ①後期高齢者割合が上昇していきます。

高齢者（65歳以上）人口割合の内訳の推移を見ると、前期高齢者（65歳～74歳）割合は低下していき、令和17年から上昇に転じています。令和2年時点では、前期高齢者割合が46.4%と、後期高齢者割合の方が高い割合を占めています。

図表 前期・後期高齢者人口割合の推移

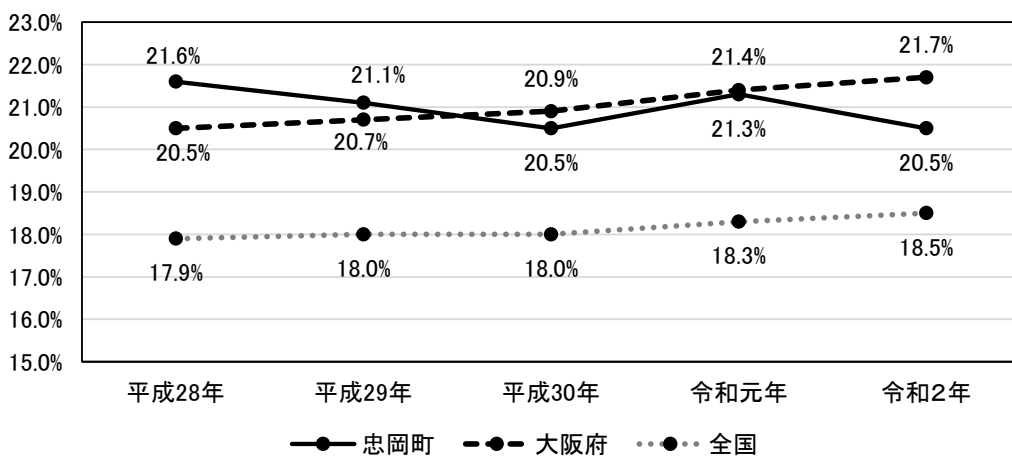


出典：住民基本台帳（忠岡町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画より抜粋）

### ②要支援・要介護認定率が国の平均を上回っています。

要支援・要介護認定率の推移を見ると、20～21%台で推移しています。令和2年時点では府より低く、全国よりも高くなっています。

図表 要支援・要介護認定率の推移と他地域との比較（第1号被保険者）



出典：介護保険事業状況報告年報（忠岡町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画より抜粋）

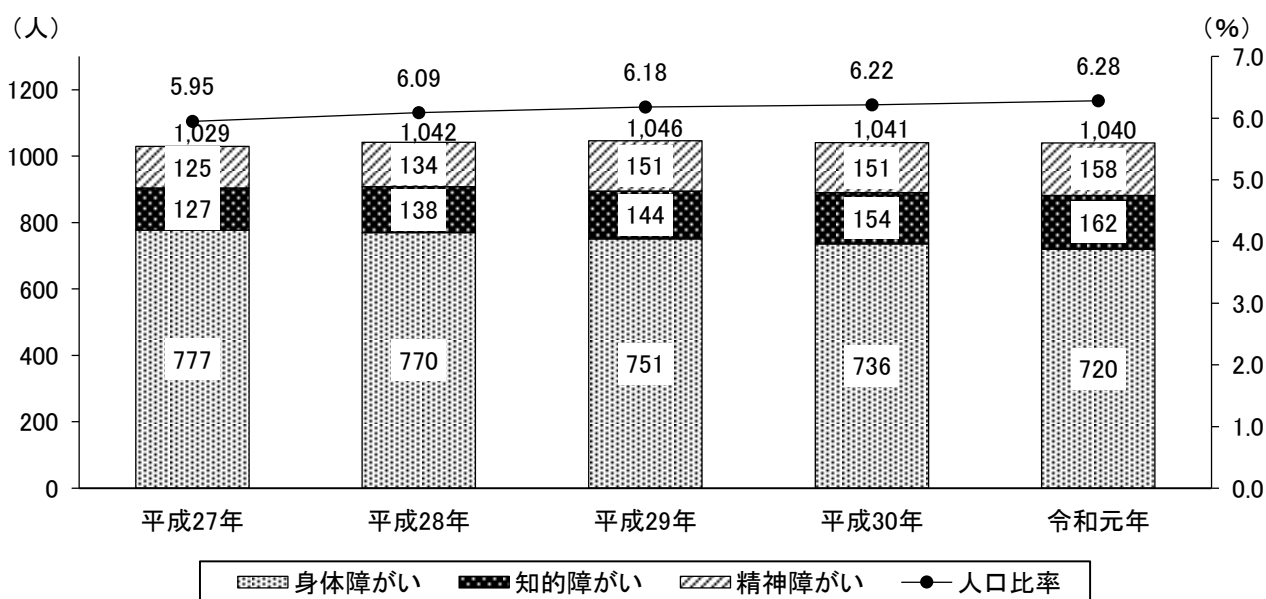
## (6) 障がいのある人を取り巻く状況

### ①障がい者手帳所持者数の人口比率は上昇しています。

本町における手帳所持者数は、1,000人程度で推移しています。令和元年度は、1,040人が手帳を所持しており、本町の人口に対する割合は6.28%となっています。そのうち、身体障がい者が720人、知的障がい者が162人、精神障がい者が158人となっています。

身体障がいは減少傾向にあり、知的障がい及び精神障がいは増加傾向にあります。

図表 障がい者手帳所持者数



出典：地域福祉課調べ（第4次忠岡町障がい者計画より抜粋）

### ②身体障がいのある人は、種別に見ると「肢体不自由」が高い割合を占めています。

種別に見ると、肢体不自由(54.3%)が最も多く、次いで内部(31.1%)、聴覚・平衡機能(7.8%)、視覚(5.3%)、音声・言語・そしゃく機能(1.5%)となっています。

出典：地域福祉課調べ（第4次忠岡町障がい者計画より抜粋）

### ③知的障がいのある人は、等級別に見ると「B2」が高い割合を占めています。

等級別に見ると、B2(41.4%)が最も多く、次いでA(35.2%)、B1(23.5%)の順となっています。

出典：地域福祉課調べ（第4次忠岡町障がい者計画より抜粋）

### ④精神障がいのある人は、等級別に見ると「2級」が高い割合を占めています。

等級別に見ると、2級(62.7%)が最も多く、次いで3級(30.4%)、1級(7.0%)の順となっています。

出典：地域福祉課調べ（第4次忠岡町障がい者計画より抜粋）

## 2 アンケート調査結果（抜粋）

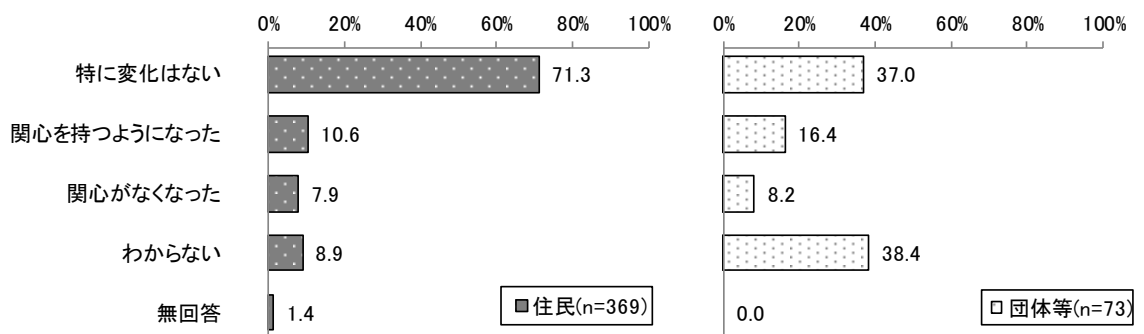
### （1）住民・関係団体等の意識の比較

住民アンケート及び団体・施設・事業所アンケートの結果を比較することで、日頃から地域福祉活動に取り組んでいる立場の方と、住民の方の地域福祉に関する意識の違いを捉えました。

#### ①地域の行事や活動に対する町内の住民の関心の変化

地域の行事や活動に対する住民の関心は、以前と比べて（約5年前と比べて）どのように変化したと感じているかについて、住民では「関心を持つようになった」の回答が10.6%であるのに対して、団体等では16.4%となっており、地域福祉活動に携わる団体等から見ると、住民の地域の行事や活動に対する関心は、住民自身が感じているよりも高くなっていることがわかります。

図表 地域の行事や活動に対する町内の住民の関心の変化

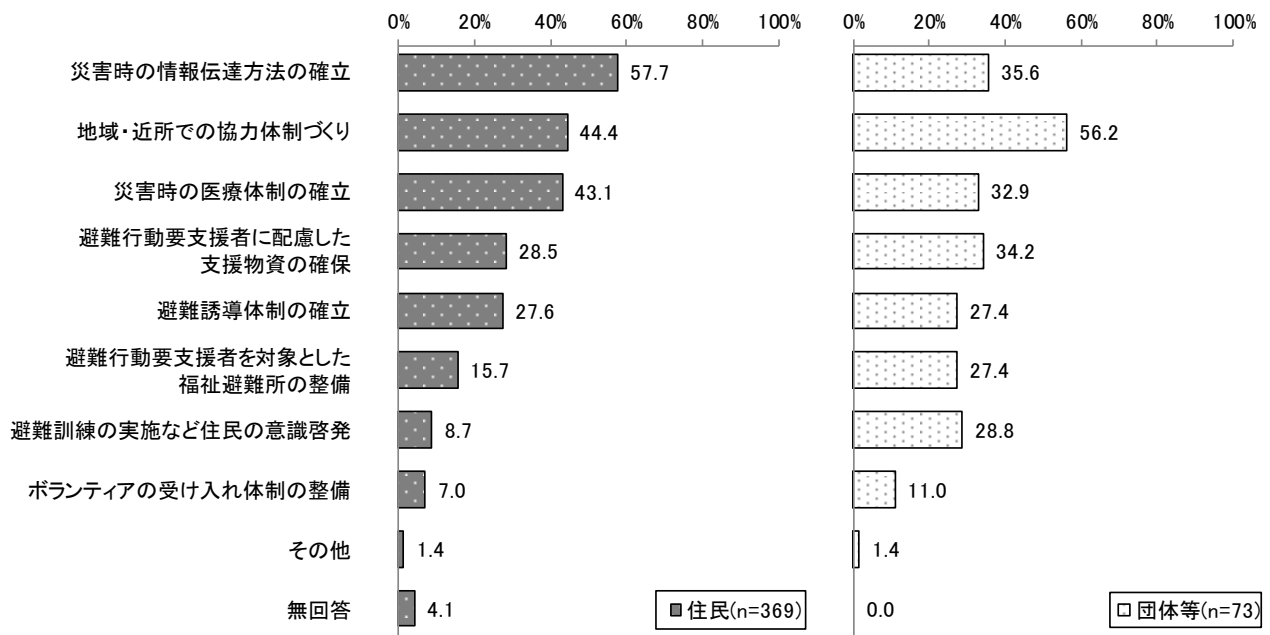


#### ②災害発生時に備えて、地域や町・社会福祉協議会が、取り組むべきこと

災害発生時に備えて、地域や町・社会福祉協議会が、取り組むべきことは何だと思うかについて、住民では「災害時の情報伝達方法の確立」が最も高く57.7%であるのに対して、団体等では「地域・近所での協力体制づくり」が最も高く56.2%となっています。

また、「避難訓練の実施など住民の意識啓発」において団体等が住民よりも20.1ポイント高くなっており、団体等から見ると、より地域の住民に災害発生時に備えて、意識啓発や協力体制づくりを推進してほしいと感じていることがわかります。

図表 災害発生時に備えて、地域や町・社会福祉協議会が、取り組むべきこと

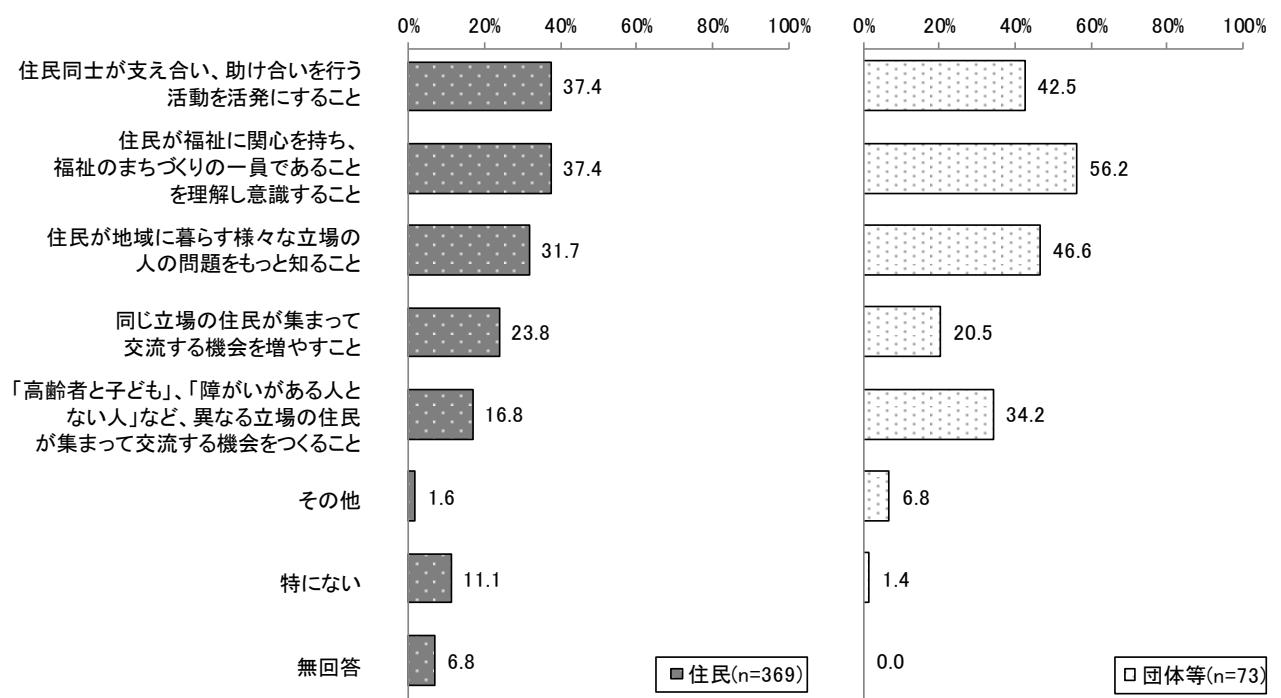


### ③地域福祉充実に向けて、住民はどのようなことに取り組む必要があると思うか

地域の福祉をより充実させるために、住民はどのようなことに取り組む必要があると思うかについて、多くの項目で団体等の回答割合が住民を上回っています。団体等が、地域福祉の推進に向けて、更なる住民の参画や理解促進を必要としていることがわかります。

こうした中で、住民は「同じ立場の住民が集まって交流する機会を増やすこと」において団体等の回答割合を上回っています。

図表 地域福祉充実に向けて、住民はどのようなことに取り組む必要があると思うか

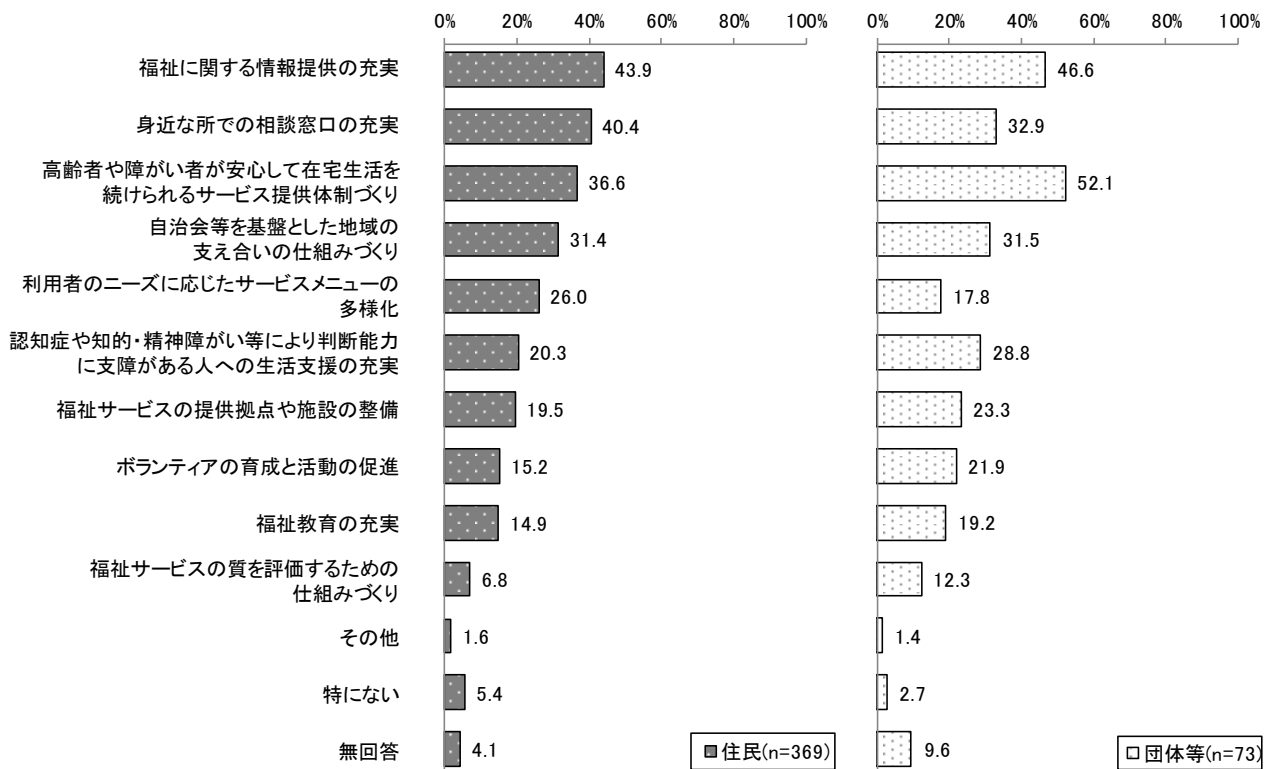


#### ④町が地域福祉の推進に向けて特に力を入れて取り組む必要があること

今後、町では、地域福祉の推進のためにどのようなことに特に力を入れて取り組む必要があると思うかについて、住民では「福祉に関する情報提供の充実」が最も高く 43.9%であるのに対して、団体等では「高齢者や障がい者が安心して在宅生活を続けられるサービス提供体制づくり」が最も高く、次いで「福祉に関する情報提供の充実」が 46.6%となっています。

住民も団体等も、共に福祉に関する情報提供の充実を望んでいることがわかります。

図表 町が地域福祉の推進に向けて特に力を入れて取り組む必要があること

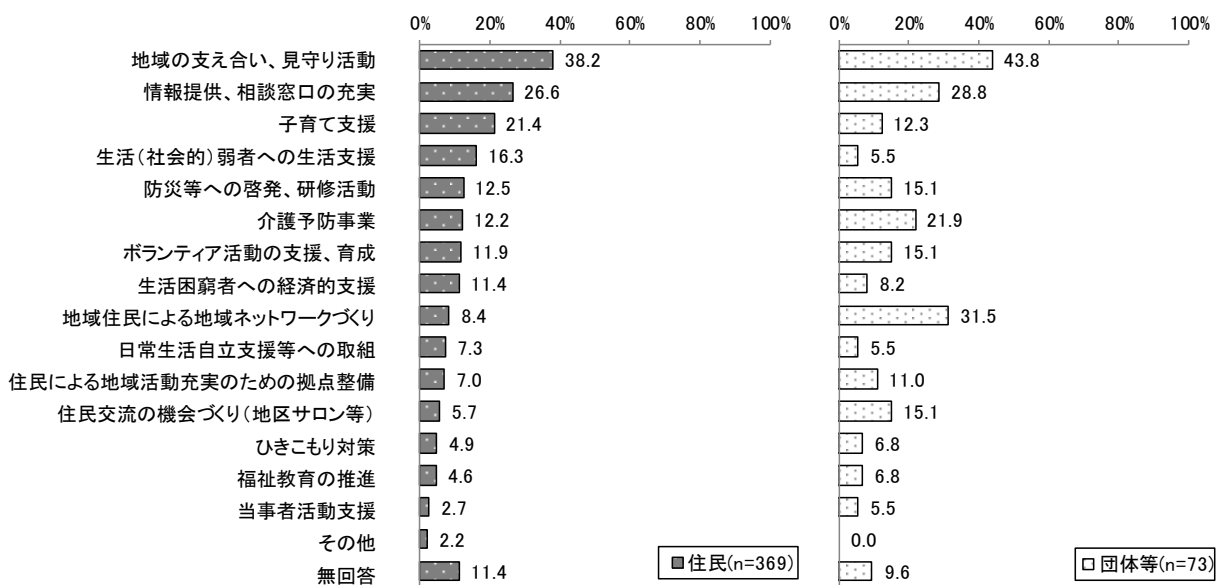


### ⑤忠岡町社会福祉協議会に今後更に取組を進めてほしい事業

忠岡町社会福祉協議会に今後更に取組を進めてほしい事業はどのようなことだと思いかについて、住民・団体等共に「地域の支え合い、見守り活動」が最も高くなっています。次いで住民では「情報提供、相談窓口の充実」が26.6%、団体等では「地域住民による地域ネットワークづくり」が31.5%となっています。住民も団体等も、共に福祉に関する情報提供の充実を望んでいることがわかります。最も差が大きくなっているのが「地域住民による地域ネットワークづくり」となっており、団体等が23.1ポイント高くなっています。

団体等は、社会福祉協議会に対して、住民同士でのネットワークづくりや支え合い・見守り活動をより一層推進してほしいと感じていることがわかります。

図表 忠岡町社会福祉協議会に今後更に取組を進めてほしい事業



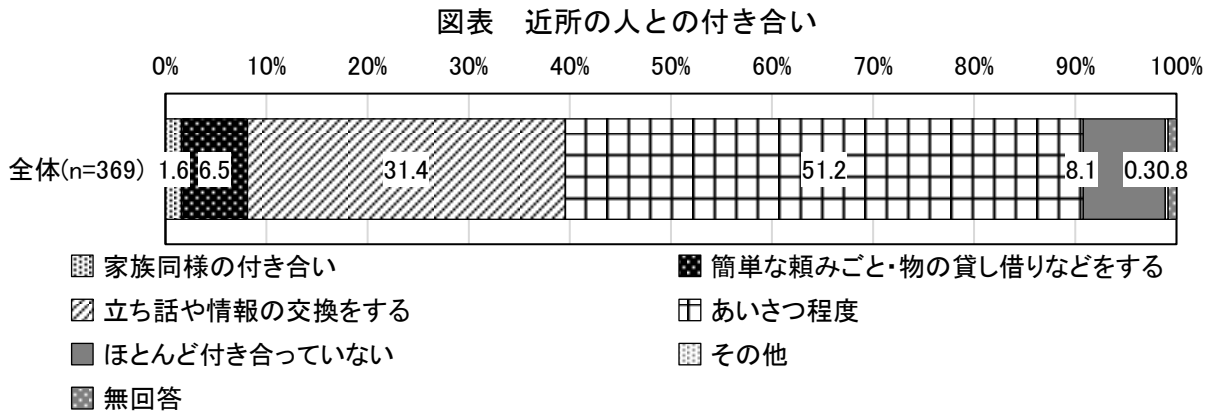


## (2) 各種調査結果

### ①近所の人との付き合い

全体では、「あいさつ程度」が51.2%、次いで「立ち話や情報の交換をする」(31.4%)、「ほとんど付き合っていない」(8.1%)となっています。

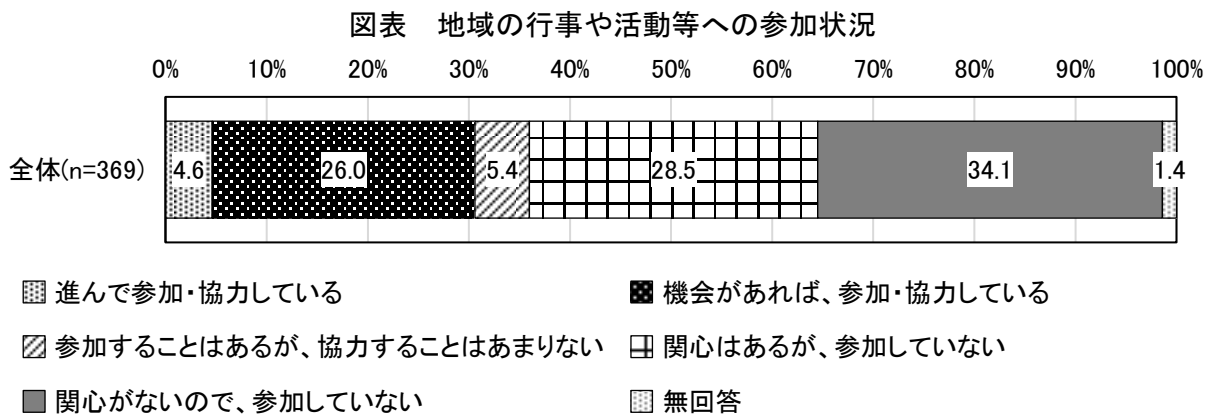
属性別では、20歳未満～40歳代で「立ち話や情報の交換をする」が全体より低くなっています。



### ②地域の行事や活動等への参加状況

全体では、「関心がないので、参加していない」が34.1%、次いで「関心はあるが、参加していない」(28.5%)、「機会があれば、参加・協力している」(26.0%)となっています。

属性別では、70歳代で「関心がないので、参加していない」が全体より低くなっています。

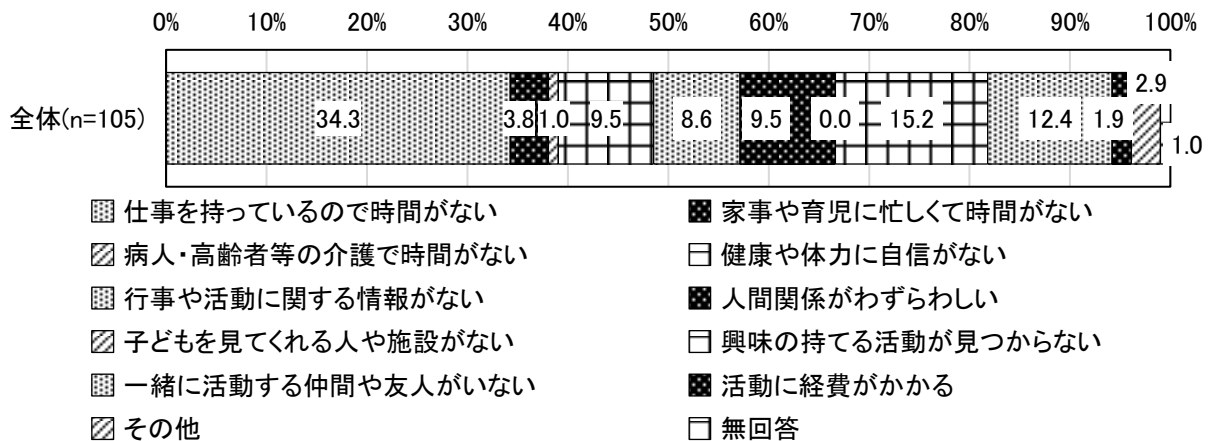


### ③地域の行事や活動等へ参加していない理由

全体では、「仕事を持っているので時間がない」が34.3%、次いで「興味の持てる活動が見つからない」(15.2%)、「一緒に活動する仲間や友人がいない」(12.4%)となっています。

属性別では、70歳代で「仕事を持っているので時間がない」が全体より低くなっている一方で、「興味の持てる活動が見つからない」が高くなっています。

図表 地域の行事や活動等へ参加していない理由

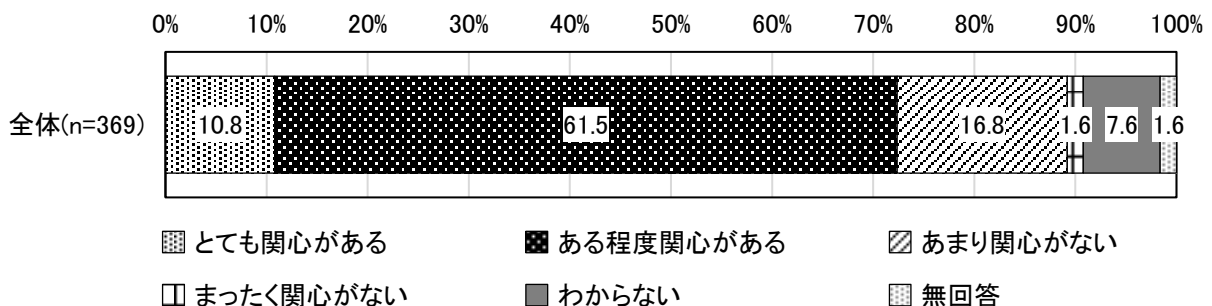


### ④地域の福祉課題に関心があるか

全体では、「ある程度関心がある」が61.5%、次いで「あまり関心がない」(16.8%)、「とても関心がある」(10.8%)となっています。

属性別では、30歳代で「ある程度関心がある」が全体より高くなっています。

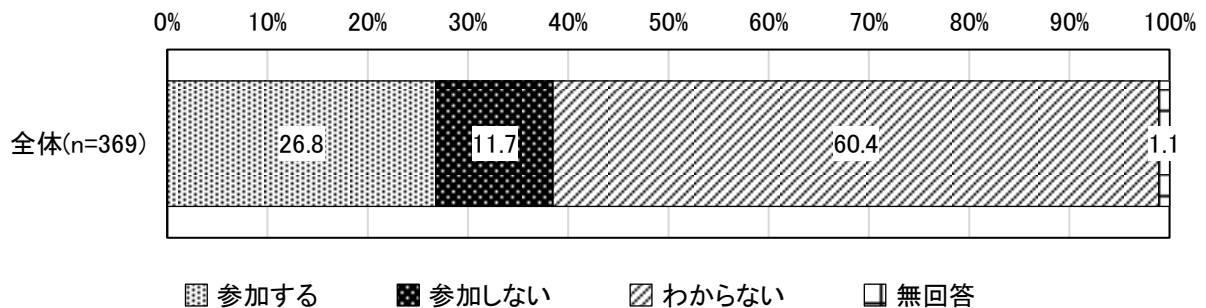
図表 地域の福祉課題に関心があるか



### ⑤住民相互の自主的な支え合い、助け合いの活動に参加を求められたらどうするか

全体では、「わからない」が60.4%、次いで「参加する」(26.8%)、「参加しない」(11.7%)となっています。

図表 住民相互の自主的な支え合い、助け合いの活動に参加を求められたらどうするか

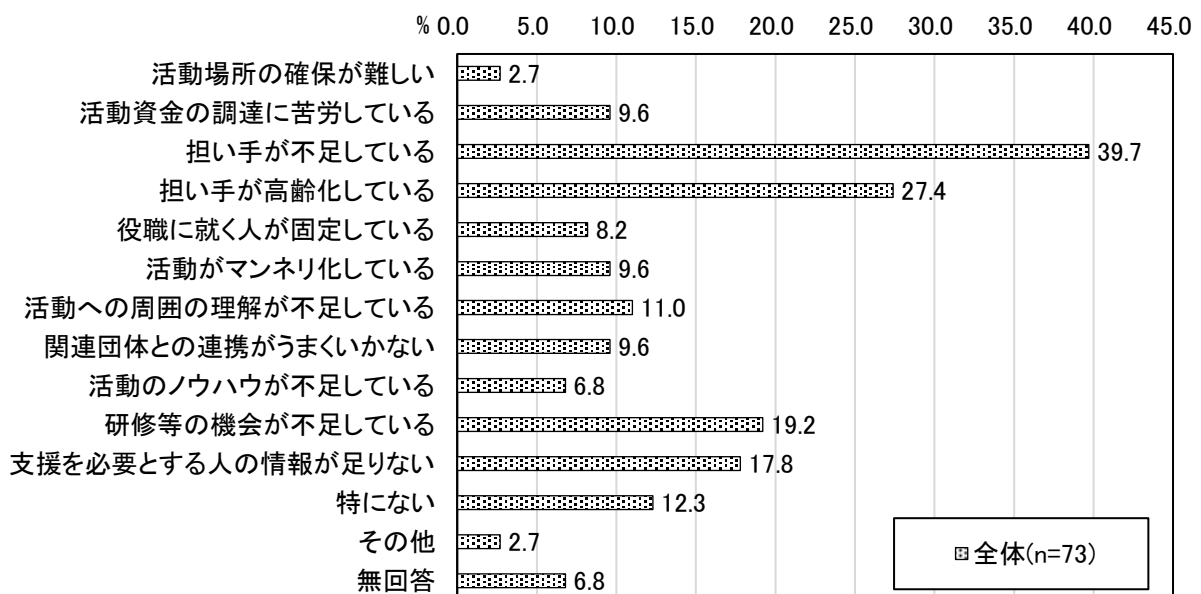


### ⑥団体・施設・事業所の活動上の課題

全体では、「担い手が不足している」が39.7%、次いで「担い手が高齢化している」(27.4%)、「研修等の機会が不足している」(19.2%)、「支援を必要とする人の情報が足りない」(17.8%)、「特にない」(12.3%)となっています。

属性別では、地域活動団体で「役職に就く人が固定している」が全体より高く、忠岡小学校区で「担い手が不足している」、「支援を必要とする人の情報が足りない」が全体より高くなっています。

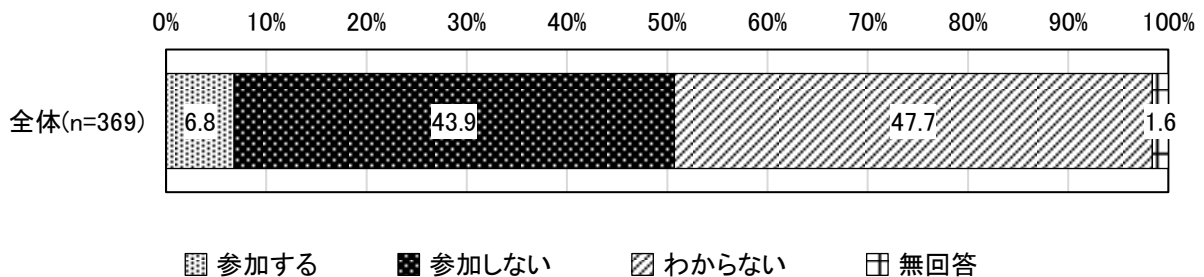
図表 団体・施設・事業所の活動上の課題



**⑦地域福祉活動のリーダーやそれに携わる人の養成講座があれば参加したいか**

全体では、「わからない」が 47.7%、次いで「参加しない」(43.9%)、「参加する」(6.8%) となっています。

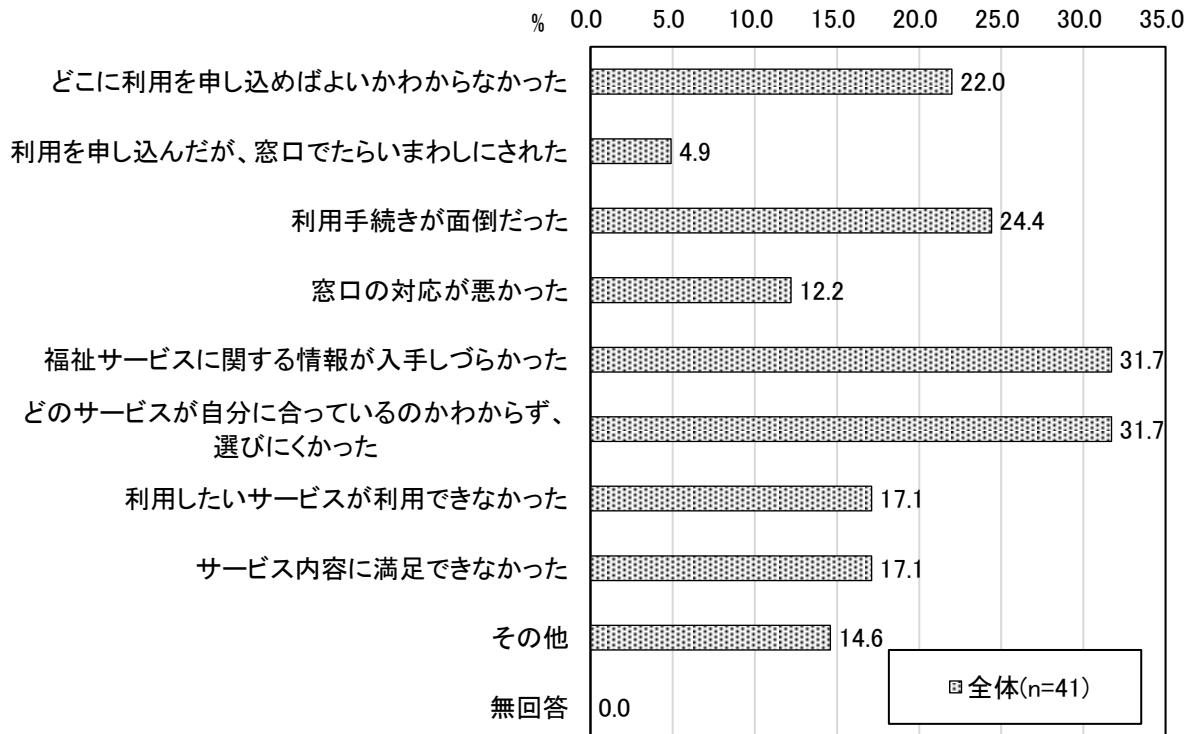
図表 地域福祉活動のリーダーやそれに携わる人の養成講座があれば参加したいか



**⑧福祉サービスの利用に際して不都合等を感じたことはどのようなことか**

全体では、「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」、「どのサービスが自分に合っているのかわからず、選びにくかった」が 31.7%、次いで「利用手続きが面倒だった」(24.4%) となっています。

図表 福祉サービスの利用に際して不都合等を感じたことはどのようなことか

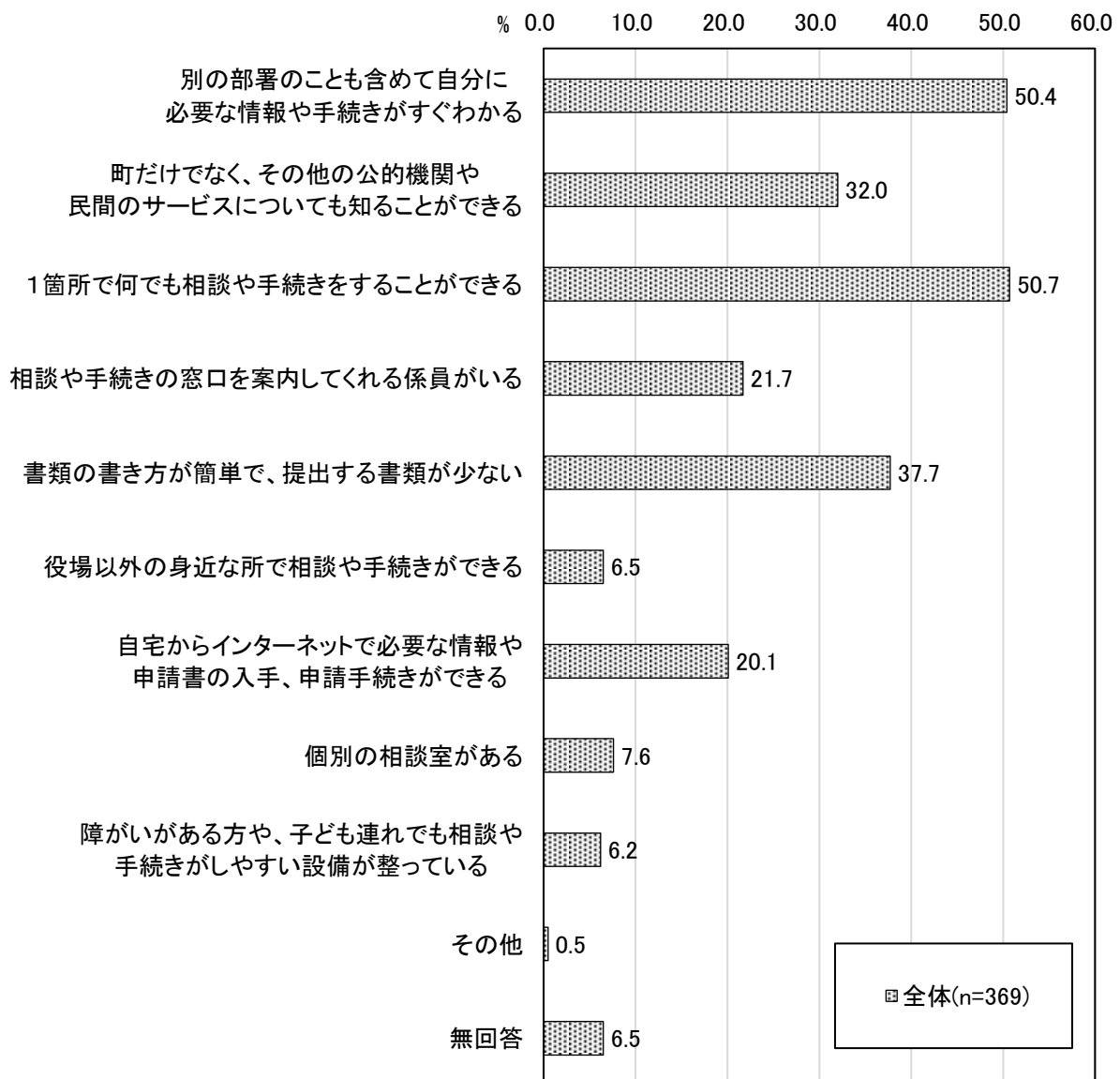


### ⑨町の各窓口で相談や手続きを行う場合、どのような窓口を希望するか

全体では、「1箇所で何でも相談や手続きをすることができる」が50.7%、次いで「別の部署のことも含めて自分に必要な情報や手続きがすぐわかる」(50.4%)、「書類の書き方が簡単で、提出する書類が少ない」(37.7%)となっています。

属性別では、30歳代で「障がいがある方や、子ども連れでも相談や手続きがしやすい設備が整っている」が全体より高くなっています。また、40歳代で「自宅からインターネットで必要な情報や申請書の入手、申請手続きができる」が全体より高くなっています。50歳代で「別の部署のことも含めて自分に必要な情報や手続きがすぐわかる」、「町だけでなく、その他の公的機関や民間のサービスについても知ることができる」が全体より高くなっています。一方で、70歳代ではそれらが低くなっています。

図表 町の各窓口で相談や手続きを行う場合、どのような窓口を希望するか

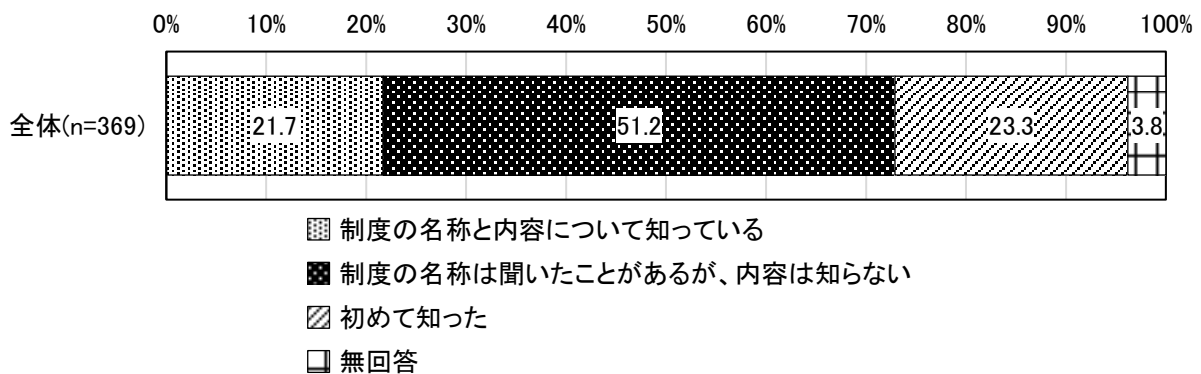


### ⑩成年後見制度あるいは日常生活自立支援事業についてどの程度知っているか

全体では、「制度の名称は聞いたことがあるが、内容は知らない」が51.2%、次いで「初めて知った」(23.3%)、「制度の名称と内容について知っている」(21.7%)となっています。

属性別では、50歳代で「初めて知った」が全体より低くなっています。60歳代で「制度の名称と内容について知っている」が全体より高くなっています。

図表 成年後見制度あるいは日常生活自立支援事業についてどの程度知っているか



### ⑪地域福祉を推進するにあたって、団体・施設・事業所の観点で課題だと考えること

「地域交流の活性化」に関する意見が8件と最も多く、そのほか「関係機関の連携強化」(5件)、「高齢者・障がいのある人の自立支援」(4件)、「包括的な相談対応の実施」(2件)、「災害への備え」(2件)、「福祉の担い手の育成」(1件)、「生きがいの創出」(1件)が見られました。

図表 地域交流の活性化に関する意見

- 各自治会で年に一度でも地域住民が集まり交流できる機会をつくる。
- 声かけ運動を進めて行くこと。
- コロナ禍の中、いくつもの制限を課せられていますが…。住民一人ひとりが町づくりの為に主体性を持てるよう各々の団体・事業所等の特色を生かした関わりが必要だと思います。コミュニティを重視した町民の方々の意見やアイデアと各団体や事業所のできることをつなげるようなシステムがあれば楽しいのではないかと思います。だれでも参加の町づくりラウンドカフェのような…。
- 近隣同志での声かけ、見まもり、助け合いがどこまでできるかが大切。
- 近隣、地域で、支え合う環境づくり。
- 他施設等との交流、町民との交流の場を持つ機会があれば良い。
- 決まった場所に決まった人が集まるのではなく、広く交流できる場面があれば良いと思います。
- 声かけ、あいさつから自然とできるように朝の挨拶に気をつけて…それお互い様。やれることのサポート。それが自助・公助・共助とお互いできることあれば共生が必要となります。共生(お互い様)互助、お互いゆずり、自分のことを助け合う。(お互いやれること)助け合うことができるのではないかなー。順境もよし又逆境も又よし、自分でやれることを精一杯する。我を捨てる。

### 3 第3次地域福祉計画の取組状況

#### (1) 第3次地域福祉計画の評価・検証について

第3次地域福祉計画の各施策の事業について、以下のとおり評価を実施しました。各事業の評価はA（達成）からD（未達成）の4段階で実施しています。また、基本目標の評価は、各事業の評価を点数化して算出した平均点に基づいて、4段階で実施しています。

各事業の評価と基本目標の評価の算出方法			
<b>【各事業の評価】</b>			
A：達成	（4点）	B：おおむね達成	（3点）
C：一部未達成	（2点）	D：未達成	（1点）
<b>【基本目標の評価】</b>			
基本目標を達成するための事業の平均点が、 3.5 以上 4 以下=A、2.5 以上 3.5 未満=B、1.5 以上 2.5 未満=C、1.5 未満=D			

#### (2) 各基本目標の達成状況

第3次忠岡町地域福祉計画で掲げられた4つの基本目標について、評価は以下のとおりです。

基本目標	評価
1 支え合うコミュニティづくり	B
2 地域福祉の担い手づくり	B
3 自立生活を支える福祉基盤づくり	B
4 福祉セーフティネット※づくり	B

全ての基本目標でB評価となっています。

## 基本目標 1：支え合うコミュニティづくり

基本施策及び各評価は以下のとおりです。

基本施策	事業数	評価（4点満点）				平均評価
		A (4点)	B (3点)	C (2点)	D (1点)	
(1) 地域での各種活動への参加促進	10	2	6	2	0	B(3.0点)
(2) 小地域ネットワークを生かした見守り・地域福祉活動の推進	5	2	3	0	0	B(3.4点)
合計	15	4	9	2	0	B(3.1点)

各種評価の内訳は以下のとおりです。

基本施策	取組	
(1) 地域での各種活動への参加促進	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当事者団体の活動支援</li> <li>● 活動事例の紹介</li> </ul>
	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がいのある人の社会参加活動</li> <li>● 健康づくり・スポーツ活動等</li> <li>● 食育※推進活動</li> <li>● 各種活動の周知</li> <li>● 活動場所の確保</li> <li>● 地域での子どもの交流・世代間交流</li> </ul>
	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>● あいさつ運動</li> <li>● 多文化交流</li> </ul>
	D	● なし
(2) 小地域ネットワークを生かした見守り・地域福祉活動の推進	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもの見守り活動</li> <li>● 地域での防犯活動・消費生活</li> </ul>
	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>● サロン事業</li> <li>● 高齢者の見守り活動</li> <li>● 地域での防災活動</li> </ul>
	C	● なし
	D	● なし

「あいさつ運動」では、新しく参加する人を増やすことが課題となっています。また、「多文化交流」では、日本語よみかき教室の指導者（ボランティア）の高齢化に伴う後継者確保と、外国人ボランティア等の登録がなかったことが課題となっています。



## 基本目標 2：地域福祉の担い手づくり

基本施策及び各評価は以下のとおりです。

基本施策	事業数	評価（4点満点）				平均評価
		A (4点)	B (3点)	C (2点)	D (1点)	
(1)福祉の心の啓発	2	0	2	0	0	B(3.0点)
(2)NPO・ボランティア等多様な主体による活動等の促進	3	1	2	0	0	B(3.3点)
(3)民生委員・児童委員の活動支援	3	1	2	0	0	B(3.3点)
(4)地域福祉コーディネーターの育成	2	0	2	0	0	B(3.0点)
合計	10	2	8	0	0	B(3.2点)

各種評価の内訳は以下のとおりです。

基本施策	取組	
(1)福祉の心の啓発	A	●なし
	B	●福祉教育の推進 ●地域学習の推進
	C	●なし
	D	●なし
(2)NPO・ボランティア等多様な主体による活動等の促進	A	●ボランティア育成の仕組みづくりとセンター機能の確保
	B	●多様なボランティア・NPO活動の促進 ●ファミリー・サポート・センター※事業の導入
	C	●なし
	D	●なし
(3)民生委員・児童委員の活動支援	A	●福祉課題への対応
	B	●民生委員・児童委員の周知 ●研修内容の充実
	C	●なし
	D	●なし
(4)地域福祉コーディネーターの育成	A	●なし
	B	●コミュニティソーシャルワーカー※(以下、「CSW」と表記)の研修の充実 ●地域福祉に係るコーディネーターの設置
	C	●なし
	D	●なし

### 基本目標 3：自立生活を支える福祉基盤づくり

基本施策及び各評価は以下のとおりです。

基本施策	事業数	評価（4点満点）				平均評価
		A (4点)	B (3点)	C (2点)	D (1点)	
(1) 情報提供と相談支援の充実	3	0	3	0	0	B(3.0点)
(2) 福祉サービスの質的向上	3	1	2	0	0	B(3.3点)
(3) 権利擁護事業の推進	2	0	2	0	0	B(3.0点)
(4) 人にやさしいまちづくり	4	0	3	1	0	B(2.8点)
合計	12	1	10	1	0	B(3.0点)

各種評価の内訳は以下のとおりです。

基本施策	取組	
(1) 情報提供と相談支援の充実	A	●なし
	B	●わかりやすく利用しやすい情報の提供 ●身近な地域での相談体制の充実 ●専門的な相談や総合的な相談体制の充実
	C	●なし
	D	●なし
(2) 福祉サービスの質的向上	A	●苦情処理体制
	B	●サービス従事者の資質向上 ●福祉サービス評価
	C	●なし
	D	●なし
(3) 権利擁護事業の推進	A	●なし
	B	●人権に関する啓発 ●地域福祉権利擁護
	C	●なし
	D	●なし
(4) 人にやさしいまちづくり	A	●なし
	B	●道路のバリアフリー化※ ●福祉バスの運行 ●大阪府福祉のまちづくり条例に基づく整備の推進
	C	●福祉のまちづくりの普及・啓発
	D	●なし

「福祉のまちづくりの普及・啓発」では、バリアフリーやユニバーサルデザインの普及・啓発のための情報提供の場が少ないことが課題となっています。

## 基本目標4：福祉セーフティネットづくり

基本施策及び各評価は以下のとおりです。

基本施策	事業数	評価（4点満点）				平均評価
		A (4点)	B (3点)	C (2点)	D (1点)	
(1) 支援を必要とする人を見逃さない体制の確立	2	1	1	0	0	A(3.5点)
(2) きめ細やかな対応のできる体制の確保	6	2	3	1	0	B(3.2点)
合計	8	3	4	1	0	B(3.3点)

各種評価の内訳は以下のとおりです。

基本施策	取組	
(1) 支援を必要とする人を見逃さない体制の確立	A	● 支援を必要とする人の把握
	B	● 虐待防止*
	C	● なし
	D	● なし
(2) きめ細やかな対応のできる体制の確保	A	● 生活困窮者自立支援 ● 要保護児童等への対応
	B	● 高齢者に対する地域ケア体制の充実 ● 障がい者の自立支援 ● 地域との連携
	C	● 大規模災害時等における避難行動要支援者支援
	D	● なし

「大規模災害時等における避難行動要支援者支援」では、支援者の確保が困難であり、更に支援者の高齢化に伴い新たな支援者の確保が課題となっています。

## 4 本町の課題

### 基本目標1：支え合うコミュニティづくりの実現に向けて

#### ①地域福祉推進に向けた大きな方向性

- 1世帯あたり人員は減少し、支援を必要とする世帯も増加しています。また、子育て世帯の転出が増加しています。
- 団体等が、地域福祉の推進に向けて、更なる住民の参画や理解促進を必要としていることがわかります。
- 1割弱の方が近所の人と「ほとんど付き合いがない」と回答があります。
- 地域の行事や活動等へ参加していない理由は「仕事を持っているので時間がない」、「興味の持てる活動が見つからない」、「一緒に活動する仲間や友人がいない」が多くなっています。
- 住民相互の自主的な支え合い、助け合いの活動に参加を求められたら「参加する」という回答が3割となっています。



支援を必要としている方や地域で孤立している方は増加していると想定されます。こうした方々を支援するためにも地域福祉は大変重要な役割を持ちますが、福祉に関わる団体等の方からは、もっと住民の方に地域福祉へ参画してほしいというようなアンケート結果も見られました。

地域の行事や活動等へ参加していない方の理由としては、仕事で時間がないといったものも見られますが、興味の持てる活動がない、一緒に活動する友人がいないといった回答も見られます。また住民相互の自主的な活動に参加意向のある方も3割見られるため、こうした方々を活動に取り込みながら、いずれは「支え手」や「受け手」といった垣根を超えて支え合うコミュニティづくりの実現に向けて取り組んでいくことが必要です。

#### ②地域福祉活動の推進に向けた具体的な課題

より具体的に地域福祉活動の推進に向けて課題を検討するためのアンケート調査結果として、以下のような結果も見られました。

日頃の生活でどのようなことに悩みや不安を感じるか	「台風や地震、火事などの災害のこと」が54.5%と最も高く、次いで「自分や家族の健康のこと」、「自分や家族の老後のこと」となっています。30歳代と40歳代で「子どもの教育や将来のこと」が全体より高くなっています。
地域における活動や行事の活性化に向けて大切なと思うこと	「あいさつができる顔見知りの関係を広げる」が46.3%と最も高く、次いで「住民同士が困った時に、助け合える関係をつくる」、「交流の機会となる地域の行事を増やす」となっています。

地域には、災害のことや自身と家族の健康・老後について悩みや不安を抱えている方がおり、特に30・40歳代では子育てに関する不安や悩みが多くなっています。こうした不安や悩みを住民相互に支え合っていくためにも、あいさつできる顔見知りの関係を広げていくことや、そのための交流の機会となる地域行事を創出していくことなどが求められています。

## 基本目標 2：地域福祉の担い手づくりの実現に向けて

### ①地域福祉推進に向けた大きな方向性

- 団体・施設・事業所の活動上の課題として、「担い手が不足している」、「担い手が高齢化している」といった回答が多くなっています。
- 地域の行事や活動に対する住民の関心は、以前と比べて「特に変化はない」と感じている住民が約7割、「関心を持つようになった」が約1割に留まっています。
- 地域の福祉課題に関心があるかについては、「ある程度関心がある」が約6割、「とても関心がある」が約1割と、合わせて約7割の方が関心を持っています。
- 地域福祉活動のリーダーやそれに携わる人の養成講座があれば参加したいかについて、「参加する」は約6.8%（約25人）となっています。

団体・施設・事業所の活動上の課題として、担い手不足や高齢化が課題として挙げられている中で、地域福祉の担い手づくりにおいても急務となっております。こうした中、この5年間で地域の行事や活動に関心を持つようになったと回答した方は約1割に留まっており、住民の方々の福祉意識の更なる醸成が求められています。

その一方で、地域福祉への関心があると回答した方や地域福祉のリーダー等の養成講座があれば参加したいという方も町内に一定数いることから、こうした方々の関心を惹くような活動を企画・実施し、地域福祉の担い手を増やしていくことが取組として求められます。

### ②地域福祉活動の推進に向けた具体的な課題

より具体的に地域福祉活動の推進に向けて課題を検討するためのアンケート調査結果として、以下のような結果も見られました。

住民が福祉について理解を深めるために、必要だと思うこと	「福祉の制度、サービスなどについて知ること」が70.7%と最も高く、次いで「住民が地域の福祉についての課題を気軽に話し合える場をつくること」、「高齢者・障がい者やその介護者などの話を聞いたり、交流したりすること」となっています。
福祉意識を醸成する教育をどのように行うのがよいと考えるか	「学校教育の場で学ぶ」が39.8%と最も高く、次いで「地域の活動などを通じて学ぶ」、「家庭の中で保護者等から学ぶ」となっています。
今後も団体等が活動を推進していくために、町や社協に求める取組や支援	「活動上必要な情報の提供や共有」が46.6%と最も高く、次いで「勉強会や研修会の開催」、「他団体や他機関との連携強化」となっています。

地域福祉の担い手づくりのためにも、福祉意識の醸成が重要となります。そのため、制度やサービスに関する更なる情報提供、住民同士が地域の福祉課題について話し合ったり、当事者の方と交流したりする場の充実、子どもに対しては、教育や家庭の中で福祉意識を醸成することが必要です。また、地域福祉の推進には多様な主体の活動促進も欠かすことができませんが、団体等が今後も活動を推進するために、情報提供や研修等の開催、関係団体間の連携強化が重要となります。

## 基本目標 3：自立生活を支える福祉基盤づくりの実現に向けて

### ①地域福祉推進に向けた大きな方向性

- 福祉に関する情報提供の充実や身近な所での相談窓口の充実が、住民・団体等共に必要とされています。
- 福祉サービスの利用に際して不都合等を感じたことは、「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」、「どのサービスが自分に合っているのかわからず、選びにくかった」が約3割と多くなっています。
- 町の各窓口で相談や手続きを行う場合に希望する窓口は、「1箇所で何でも相談や手続きをすることができる」、「別の部署のことも含めて自分に必要な情報や手続きがすぐわかる」が多くなっています。
- 成年後見制度等の認知度は、内容を知らない方の合計が7割を超えています。

各種福祉サービス・制度に関する情報提供や相談窓口の充実といったことが、住民・団体等共に求められています。実際に福祉サービスを利用された方についても、福祉サービスについての情報が十分でないような意見が挙げられました。また、相談窓口については、何でも相談できる窓口や必要な情報を提供してもらえるような窓口が求められています。

適切な情報の提供や何でも相談できる窓口があるということは、地域で安心して生活するために欠かすことができません。こうした点について充実を図るとともに、成年後見制度等の住民の理解が十分に浸透していない情報の周知も進めていくことが必要です。

### ②地域福祉活動の推進に向けた具体的な課題

より具体的に地域福祉活動の推進に向けて課題を検討するためのアンケート調査結果として、以下のような結果も見られました。

福祉に関する相談機関やその場所などの福祉サービス情報の入手状況	「入手できていない」が45.5%（あまり・ほとんど入手できていない）、「入手できている」が25.7%（十分・ある程度入手できている）となっています。
福祉サービスや福祉活動に関する情報の入手先	「広報ただおか」が73.4%と最も高く、次いで「インターネット、ホームページ」、「隣近所・知り合い」となっています。特に30歳代以下で「インターネット、ホームページ」が高くなっています。
困った時、誰に相談するか	「家族・親族」が85.4%、次いで「友人、知人」、「町の相談窓口や職員」となっている一方で、「どこに相談したらよいかわからない」が1.6%、「相談する人はいない」が1.1%となっています。

約半数の方が、福祉に関する相談機関や福祉サービスに関する情報を十分に入手できていないと感じており、また、困ったときに相談する人はいない・相談先がわからないという回答もわずかに見られます。こうしたことから、多くの方にとって、福祉に関する情報の入手手段である広報ただおかの更なる活用とともに、若い世代の利用率が高いインターネットやホームページ等を活用した情報提供についても検討していくことが重要です。

## 基本目標4：福祉セーフティネットづくりの実現に向けて

### ①地域福祉推進に向けた大きな方向性

- 要支援・要介護認定率はおおむね20～21%台で推移しており、令和2年時点では全国よりも高くなっています。また、各種障がい者手帳所持者数は1,000人程度で推移しており、人口に対する割合は6.28%と上昇しています。
- 地域福祉では、各種制度の狭間にいるような方についても適切に支援をしていくことが必要です。
- 町が地域福祉の推進に向けて特に力を入れて取り組む必要があることとして、地域福祉活動に携わる団体等では「高齢者や障がい者が安心して在宅生活を続けられるサービス提供体制づくり」という回答が多くなっています。



高齢化や障がいを理由として、町内に占める支援を必要とする方の割合は増加傾向にあります。こうした方々が住み慣れた地域や自宅で生活できるような体制を整備するだけでなく、制度の狭間にいるような方についても地域福祉では支援をしていくことが必要です。

そこで、各種機関や関係各課で連携を図りながら、複雑・複合化する課題に対応することのできる支援体制整備を推進していくことが重要です。

### ②地域福祉活動の推進に向けた具体的な課題

より具体的に地域福祉活動の推進に向けて課題を検討するためのアンケート調査結果として、以下のような結果も見られました。

虐待について聞きしたことがあるか	「テレビなど報道で聞いたことがある」が76.7%と最も高く、次いで「聞きしたことはない」、「うわさを耳にしたことがある」、「近所でそのような方がいたのを知っている」となっています。
虐待、家庭内暴力を知った場合の通報義務の認知	「知っている」が60.4%と最も高く、次いで「知らない」となっています。
災害時に避難誘導などの支援を受けるための登録制度があれば、利用したいか	「わからない」が50.7%と最も高く、「利用したい(登録したい)」(37.4%)、「利用したくない(登録したくない)」(9.8%)となっています。
災害時に困ることは何か	「必要な物資を得られるか不安」が63.7%と最も高く、次いで「避難所での医療ケアに不安」、「避難所を知らない」となっています。

権利擁護については、虐待等に関して認知している方がいる一方で、その通報義務を知らない方も存在しているため、地域での見守りや支え合いを強化していくためにも、虐待防止に関する情報の周知・啓発が必要です。また、災害に関しては、災害時に誘導などの支援を受けるための制度を利用したいという希望を持っている方が全体の4割近くおり、避難行動支援に対するニーズが高いことがわかります。また、災害時に必要な物資を得られるか不安という意見が多く見られ、支援物資の備蓄状況の周知や住民に対する自助としての物資の備えを啓発していくことが重要です。

## 第3章 計画の基本的考え方

### 1 基本理念と将来像

#### (1) 第6次総合計画との整合

本町の最上位計画である第6次総合計画では、以下の考え方から将来像キャッチフレーズを「つながる つどう 人を育む 日本一小さなまち ただおか」と設定しています。

#### 【第6次総合計画における将来キャッチフレーズの考え方】

忠岡町は日本一小さく、家から一歩外に出れば人とつながり、産業が盛んで、日中には多くの人が集まるまちです。

総合計画では、本町で暮らす人がまちを誇りに思うことができ誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる取組、あるいは本町がこれからもまちとして持続可能であり続けるために、本町の限りある資源を有効活用し実態に寄り添ったまちづくりを実施します。

また、全国的に人口減少の傾向があり、本町もまた人口減少が進むと推測されており、本町においても子育て世代の転出が多くなっています。町の将来を鑑み、子育て世代への訴求力が重要さを増していることを踏まえ、子育て世代が過ごしやすい環境の充実を課題と捉えます。その他、高齢者の健康寿命の延伸なども行いながら、誰もがいつまでも暮らし続けることのできるまちづくりが求められています。

こういった目標を実現するために、忠岡町に住む住民一人ひとりが、自分達のまちに関心を持ち、まちづくりに参加するような環境づくりを推進することで、住民同士が支え合い、積極的な改善を図り、誰にとっても魅力的で、安全・安心に暮らし続けることのできるまちづくりを実現することができます。

それらを踏まえ、実情にあった取組を通じて日本一小さな本町ならではのまちづくりをめざし、新しい総合計画の将来像を、「つながる つどう 人を育む 日本一小さなまち ただおか」と設定します。

また、第6次総合計画において、地域福祉のめざす姿を「本町の住民同士がお互いに支え合い、地域の課題を住民の『共助』の力で解決する地域共生社会が実現しています。」としています。

#### (2) 本計画の将来像

町の最上位計画である第6次総合計画の考え方を踏襲しつつ、第3次計画までの将来像である「地域のつながりで支えあい とともに暮らす忠岡町」を鑑み、以下のような将来像を設定します。

#### 本計画の将来像

つながり つどい 支え合う 地域共生のまち ただおか



**【本計画の将来像に込められた意味】**

つながり	日本一小さい町であることを生かしながら、人と人とのつながりを育みます。日々の生活の中に人と人とのつながりがあることで、いつも見守られている安心感や困ったときに助け合う関係性にもつながります。
つどい	つながりが育まれることにつれ、人がつどう場も増え、つどいの中では誰かを支えたり、支えられたりと、共に生きる支え合いの気運を醸成していきます。
支え合う 地域共生のまち	地域福祉をより一層推進していくためには、行政だけでなく、子どもから高齢者、女性や障がいのある人、企業、団体など、多様な主体の参画が必要です。つながること、つどうことを通じて、「支え手」や「受け手」という考え方ではなく、多様な主体が地域福祉の推進に「我が事」として参加することができる、地域共生のまちづくりをめざします。

**第6次忠岡町総合計画で示された地域福祉施策に該当するSDGsの分野**

 <p><b>1</b> 貧困をなくそう</p>	 <p><b>2</b> 飢餓をゼロに</p>	 <p><b>3</b> すべての人に健康と福祉を</p>	 <p><b>10</b> 人や国の不平等をなくそう</p>	 <p><b>17</b> パートナーシップで目標を達成しよう</p>
<p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>	<p>飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成する</p>	<p>あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>	<p>国内及び国家間の格差を是正する</p>	<p>持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

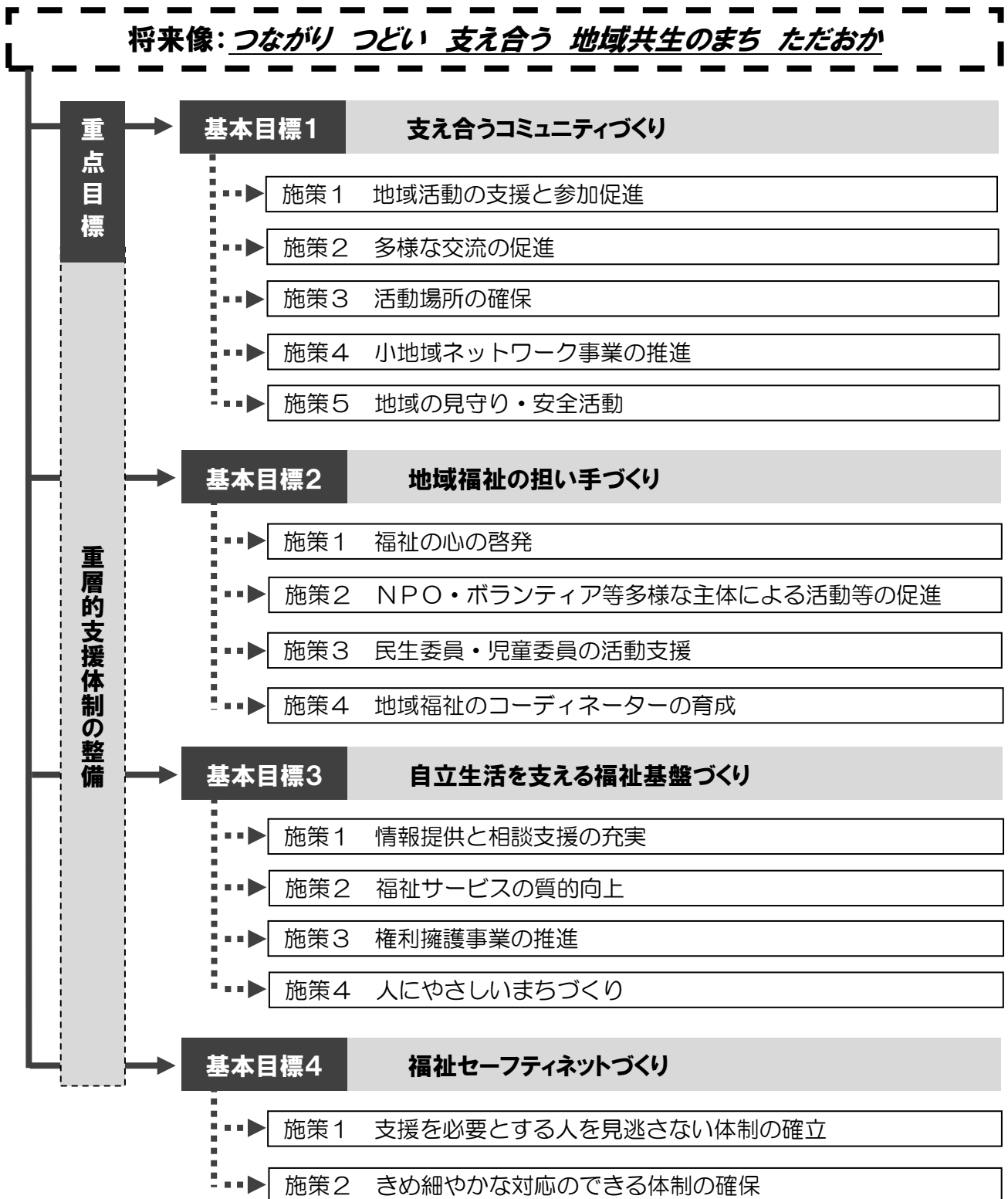
第6次総合計画とも整合を図りながら、地域福祉分野における成果目標を設定します。

**【成果指標】**

成果指標	現状値 (令和元年)	数値目標 (令和7年)
C SW配置促進事業相談対応件数	206 件	261 件

## 2 施策の体系

本計画は以下の施策体系に基づき、将来像や調査から見られた課題を踏まえながら、各種取組を推進します。



### 3 重点目標 重層的支援体制の整備

#### (1) 重点目標の方針

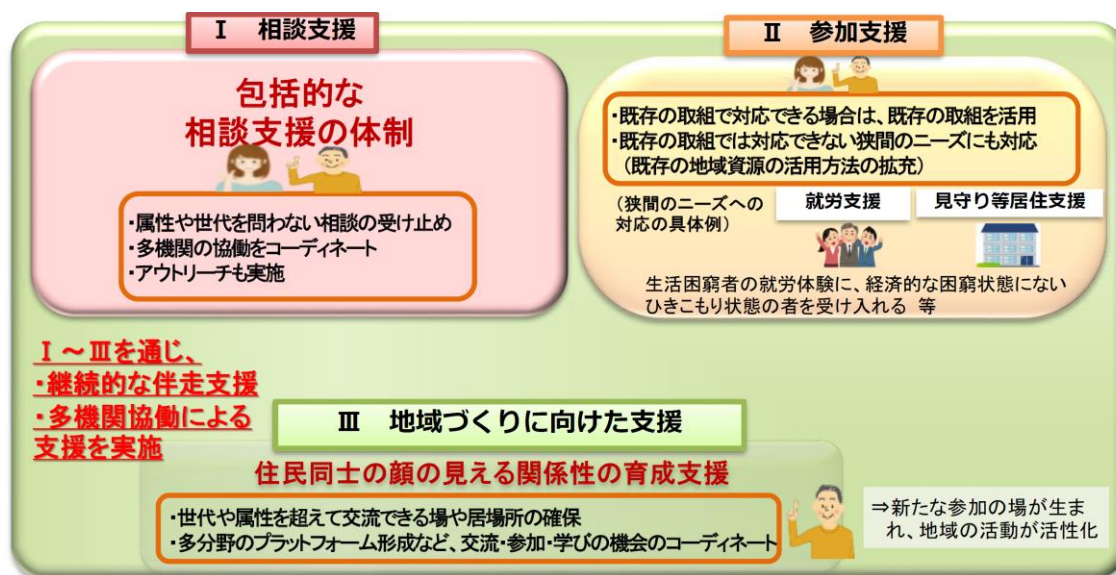
地域の複合・複雑化した福祉課題に対応するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する、重層的支援体制の整備について検討を進めます。

#### (2) 重層的支援体制について

重層的支援体制は、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める包括的相談支援により、住民の方の相談を受け止め、複雑化・複合化した課題については適切に他機関協働で対応するとともに、アウトリーチ\*等を通じた継続的支援を実施します。また、参加支援によって、支援が必要な方と社会とのつながりづくりを進め、地域づくりに向けた支援では、こうした方々が地域で活動・交流するための多様な活躍の場を創出・確保します。

このように、各自治体が創意工夫を持って、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、複雑化・複合化した住民の地域課題を支援するための体制となります。

図表 重層的支援体制整備のイメージ図



出典：厚生労働省「社会福祉法の改正趣旨・改正概要について」

#### (3) 重層的支援体制の整備に向けて

事業実施体制について、庁内の体制、支援関係機関による支援体制、住民や関係機関との連携体制をそれぞれの関係者と協議・議論を行い検討します。

庁内の重層的支援体制整備に関係する高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援、生活困窮者支援に関わる関係機関での協議、関係課と所管する支援関係機関との協議、分野を越えた関係機関等との協議などを実施しながら、検討を進めていきます。

## 4 基本目標

将来像の実現に向けて、4つの基本目標に基づき、各種取組を推進します。

### 基本目標1 支え合うコミュニティづくり

地域共生社会を実現するためにも、地域住民のつながりをつくり、困りごとを支え合うことのできるコミュニティづくりが必要です。そのため、あいさつをはじめとして多様な交流を促進し、地域の中でお互いが顔見知りになれる機会や場の創出に努めます。

また、既に実施されている地域活動の活性化に向けて、活動の支援や新たな地域福祉の担い手の確保に向けた取組を進めるとともに、地区福祉委員会\*や小地域ネットワークを推進することで人と人とのつながりが重なり合う、網目のようなネットワークを構築し、支え合いのコミュニティづくりを推進します。

#### 基本目標1 支え合うコミュニティづくり

##### 施策1 地域活動の支援と参加促進



- ①各種活動の周知
- ②活動事例の紹介
- ③当事者団体の活動支援

##### 施策2 多様な交流の促進



- ①あいさつ運動
- ②地域での子どもの交流・世代間交流
- ③障がいのある人の社会参加活動
- ④多文化交流
- ⑤健康づくり・スポーツ活動等
- ⑥食育推進活動

##### 施策3 活動場所の確保



- ①活動場所の確保

##### 施策4 小地域ネットワーク事業の推進



- ①サロン事業
- ②高齢者の見守り活動

##### 施策5 地域の見守り・安全活動



- ①地域での防犯活動・消費生活
- ②地域での防災活動
- ③子どもの見守り活動

## 基本目標2 地域福祉の担い手づくり

地域において支援を必要とする方が増加する中で、地域福祉活動を推進するためにも、地域福祉の担い手の確保・育成が求められています。そこで、新たな担い手の確保に向けて地域・家庭・学校等が連携しながら、子どもたちの福祉の心を育むとともに、行政や社会福祉協議会で連携し、ボランティアセンター機能の充実や新たなボランティアの確保・育成に努めます。

また、民生委員・児童委員をはじめとした既に地域福祉の担い手として活動している方々の支援として、情報提供や各種研修の実施、専門機関や関係団体との連携を強化します。さらに、地域の中の困りごとを地域の住民間で解決していくことができるよう、生活支援コーディネーター<sup>\*</sup>やCSWを中心に、支え合いの体制づくりを進めます。

### 基本目標2 地域福祉の担い手づくり

#### 施策1 福祉の心の啓発



- ①福祉教育の推進
- ②地域学習の推進

#### 施策2 NPO・ボランティア等多様な主体による活動等の促進



- ①多様なボランティア・NPO活動の促進
- ②ボランティア育成の仕組みづくりとセンター機能の確保

#### 施策3 民生委員・児童委員の活動支援



- ①民生委員・児童委員の周知
- ②研修内容の充実
- ③福祉課題への対応

#### 施策4 地域福祉のコーディネーターの育成



- ①CSWの研修の充実
- ②地域福祉に係るコーディネーターの設置

### 基本目標3 自立生活を支える福祉基盤づくり

住み慣れた地域で安心して生活するためには、必要に応じて福祉サービスや各種制度を利用できるとともに、安全に生活できる環境が必要です。そこで、自立生活を支える福祉基盤づくりを推進していきます。

住民が福祉サービスや各種制度を利用するためには、福祉に関する情報を知ることが重要となるため、情報提供媒体の工夫や情報の受け手への配慮を行い、より住民に伝わりやすい効果的な情報提供に努めます。また、困りごとについても一人で抱え込むことがないように、身近な相談支援から専門的な相談支援までの連携を強化し、あらゆる地域課題に対応できるように体制を整備します。

このほか、安心して福祉サービスを利用できるよう、サービス従業者の資質向上に向けた取組や、判断能力が不十分な方が不利益を被らないよう権利擁護に関する取組、誰もが自由に安心して外出できる福祉のまちづくりの推進に向けた取組を推進します。

#### 基本目標3 自立生活を支える福祉基盤づくり

##### 施策1 情報提供と相談支援の充実



- ①わかりやすく利用しやすい情報の提供
- ②身近な地域での相談体制の充実
- ③専門的な相談や総合的な相談体制の充実

##### 施策2 福祉サービスの質的向上



- ①サービス従事者の確保・資質向上
- ②苦情処理体制
- ③福祉サービス評価

##### 施策3 権利擁護事業の推進



- ①人権に関する啓発
- ②権利擁護の推進

##### 施策4 人にやさしいまちづくり



- ①福祉のまちづくりの普及・啓発
- ②福祉のまちづくりに向けた整備

## 基本目標4 福祉セーフティネットづくり

誰もが安全・安心な生活を送るためにも、個人の責任や努力だけでは対応できないリスクに対して、地域全体で支え合い、必要に応じて支援を受けることができるセーフティネットが求められています。そこで、地域におけるネットワークの強化を図るとともに、虐待発見時の通告義務等を住民に周知することで、支援を必要とする人を見逃さない体制づくりを進めます。

また、家族や親族、友人や知人、職場や地域社会などとのつながりが希薄で、生活上の問題が生じたときに支援につながらない社会的孤立状態にある方や、ひきこもり<sup>\*</sup>、セルフネグレクト、ごみ屋敷<sup>\*</sup>といった制度の狭間にある方など、新たな地域課題に対応していくことも重要です。さらに、生活困窮状態の人、災害発生時に一人で非難することができない人など、従来の福祉制度・サービスだけでは対応することができない方々が安心して生活することができるよう、福祉セーフティネットづくりを推進します。

### 基本目標4 福祉セーフティネットづくり

**施策1 支援を必要とする人を見逃さない体制の確立**



- ①支援を必要とする人の把握
- ②虐待防止

**施策2 きめ細やかな対応のできる体制の確保**



- ①要保護児童等への対応
- ②高齢者に対する地域ケア体制の充実
- ③障がい者の自立支援
- ④地域との連携
- ⑤生活困窮者自立支援
- ⑥大規模災害時等における避難行動要支援者支援

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 支え合うコミュニティづくり

#### 施策1 地域活動の支援と参加促進

各種地域活動への加入・参加促進のため、自治会や地区福祉委員会、地域の行事等に関する情報提供を強化します。さらに、地域活動の活性化を図るため、様々な方法で参考となる活動事例の把握・提供に努めるとともに、当事者団体の活動を支援します。

##### ①各種活動の周知

担当	内容
自治政策課	自治会活動や地域の行事等への参加を促進するため、関係機関との連携を強化し、広報紙やポスターなどで活動の周知を図ります。
人権広報課	自治会未加入者の加入促進に向けて、公共施設をはじめ、商工会等関係団体と連携して銀行やスーパーなどにポスター掲示や広報紙設置の協力を促します。
社会福祉協議会	地区福祉委員会広報部会の活動の活性化を図り、広報紙やポスター等を活用した情報周知に取り組むとともに、広報紙の発行に向けた検討を進めます。
<b>取組の推進に向けた主な事業</b>	
◆広報紙やポスターによる継続的な周知【自治政策課】 ◆広報紙での周知【人権広報課】 ◆地区福祉委員会 広報部会【社会福祉協議会】	

##### ②活動事例の紹介

担当	内容
自治政策課	自治会に他市町村の活動事例を適宜必要に応じて紹介します。また、年に一度、三市一町（和泉市・泉大津市・高石市・忠岡町）で情報交換を行います。
社会福祉協議会	地域のニーズに応じて参考となる活動事例の把握に努め、地域課題の解決に向けた活動の展開につなげます。
<b>取組の推進に向けた主な事業</b>	
◆泉北三市一町自治会・町会連合会協議会総会【自治政策課】 ◆地区福祉委員会推進事業／小地域ネットワーク事業【社会福祉協議会】	



### ③当事者団体の活動支援

担当	内容
地域福祉課	「阪南地区障がい者スポーツレクリエーション大会」や障がい者スポーツ教室・音楽療法などの事業について周知を図り、新規参加者の増加に努め、参加者の生きがい創出や自主的な活動へと展開できるよう、当事者団体の活動を支援します。
社会福祉協議会	当事者団体と連携して、活動が円滑に進められるように支援するとともに、参加者の拡大を図り、幅広い活動ができるように支援します。
取組の推進に向けた主な事業	
◆自発的活動支援事業【地域福祉課】 ◆高齢者生きがいと健康づくり推進事業（老人クラブ連合会）／障がい者社会参加促進事業／母子寡婦福祉会事務局運営／しょうがい支援福祉会事務局運営【社会福祉協議会】	

## 施策２ 多様な交流の促進

地域の支え合いを促進するため、住民同士がお互いに知り合う機会を創出し、多様な交流の促進に努めます。このためにも、地域におけるあいさつ運動をはじめ、高齢者や子ども、障がいのある人、外国の人など、様々な人々の社会参加を促進するとともに、交流の機会を創出します。また、交流の中でスポーツや食育を通じた健康づくりにも取り組みます。

### ①あいさつ運動

担当	内容
学校教育課	忠岡すこやかネット内のあいさつ運動実行委員会が中心となり、毎月8のつく日に町内にてあいさつ運動を実施します。あいさつ運動への新規参加者増加に向けた取組を検討し、更なる充実を図ります。
社会福祉協議会	あいさつ運動に関わる支援内容を検討します。
取組の推進に向けた主な事業	
◆あいさつ運動【学校教育課】	

## ②地域での子どもの交流・世代間交流

担当	内容
地域福祉課	社会福祉協議会や民生委員・児童委員、老人クラブなどと連携し、高齢者と子どもとのふれあい活動を実施するとともに、高齢者を小学校の運動会などに招待しています。さらに、多世代交流の機会の更なる拡充を検討します。
学校教育課	中学校と地域住民等の交流を促進するため、忠岡すこやかネット内の地域支援委員会が中心となり、中学校生徒会と美化運動を実施します。美化運動への新規参加者増加に向けた取組を検討し、更なる充実を図ります。
生涯学習課	キッズクラブ及び児童教室の取組として、放課後の居場所づくり等を地域人材の参画のもと実施するとともに、地域の子ども会活動の支援も行います。
高齢介護課	総合福祉センターで小学校・幼稚園・保育所との世代間交流（コマ、ピー玉、ゴムとびなどの昔遊びや、戦中戦後の話の読み聞かせなど）を年数回実施しており、継続して参加を呼びかけます。
社会福祉協議会	地域サロンにて高齢者と地域の子どもの交流を図るため、子どもが参加しやすい日程における開催を検討します。
取組の推進に向けた主な事業	
◆キッズクラブ及び児童教室【生涯学習課】	
◆小地域ネットワーク事業／世代間交流【社会福祉協議会】	

## ③障がいのある人の社会参加活動

担当	内容
地域福祉課	障がいのある人が地域の様々な活動に参加できるよう、障がいの種別に応じた情報提供の工夫や各種媒体の掲載内容の見直しに努めます。他市町や社会福祉協議会と連携して、障がい者スポーツ教室・大会、日帰り行事などを実施しており、障がいのある人との更なる交流促進に向けて、ホームページや広報紙での周知に努めます。
産業振興課	障がいのある人の自立支援と社会参加の促進を一体的に提供することを目的に、就労を促進します。就労意欲がありながら様々な就労阻害要因により就労が困難な方を対象とした相談対応の充実や、相談窓口の周知を図ります。
社会福祉協議会	町から障がい者社会参加促進事業の委託を受け、障がい者スポーツ教室、障がい者交流事業、手話奉仕員養成講座などを開催しており、事業の内容の充実を図るとともに、新規参加者の確保に努めます。
取組の推進に向けた主な事業	
◆各種媒体を活用した情報提供／障がい者社会参加促進事業【地域福祉課】	
◆障がい者雇用の推進【産業振興課】	
◆障がい者社会参加促進事業【社会福祉協議会】	

#### ④多文化交流

担当	内容
生涯学習課	外国人の文化に対する住民の理解を深めるとともに、地域で交流できる機会として、堺・泉北地区内の識字・日本語学習者の交流会等を実施します。学習者のニーズに合わせた内容を検討しながら、日本語よみかき教室などを継続して実施します。
社会福祉協議会	多文化交流事業に対する支援を今後も継続して行います。また、外国人を支援するボランティアの募集を行います。
<b>取組の推進に向けた主な事業</b>	
◆日本語よみかき教室の実施【生涯学習課】	
◆ボランティアセンター【社会福祉協議会】	

#### ⑤健康づくり・スポーツ活動等

担当	内容
生涯学習課	気軽に取り組むことのできるニュースポーツについて普及するとともに、既の実施している町民大会については、町民のスポーツ活動を活性化するため、競技内容の検討等を行います。 また、ウォーキングコースを設定し、体力づくりや健康づくりの関心を高めるための取組を行い、住民参加の促進を図ります。
高齢介護課	地域の中で高齢者同士の交流と介護予防活動のできる「街かどデイハウス事業」の実施に向けて、新たな事業者に実施を働きかけます。福祉センターで行っている健康体操教室も継続して実施します。
地域福祉課	認知症理解の促進や認知症予防の生活習慣が身につくとともに、早期発見による治療を促進できるよう、広報紙をはじめ健康教育などの機会を活用し、正しい知識の普及・啓発を図ります。若年性認知症についての啓発や研修会も実施します。 また、フレイル予防のための一般介護予防については、参加者の増加に向けて情報周知等に努めます。今後は、町の健康体操の作成を検討します。
地域福祉課	心の健康を保つために大切な知識の普及と相談体制を構築します。様々な相談機関を広く周知し、悩みを一人で抱え込まず、相談できる体制を構築します。
保健センター	
保健センター	健診結果の説明、健康相談を通じて、個々の健康づくりを支援します。また、生活上の身近な所で健康づくりに取り組む機会を創出します。
社会福祉協議会	閉じこもり*防止を目的としたふれあい、レクリエーションなど、地区サロン（小地域ネットワーク）で開催している健康講座等を継続して実施します。

取組の推進に向けた主な事業	
◆忠岡町民大会／ライフ・チャレンジ・ザ・ウォーク【生涯学習課】	
◆街かどデイハウス支援事業の推進／福祉センター健康体操教室【高齢介護課】	
◆認知症に関する正しい知識の普及・啓発／介護予防教室の開催【地域福祉課】	
◆生涯を通じた健康づくり支援／こころの健康づくり支援【保健センター】	
◆小地域ネットワーク事業【社会福祉協議会】	

## ⑥食育推進活動

担当	内容
保健センター	広報紙、各種健診、イベント等を通じて、食育に関する周知・啓発に努めます。また、関係機関における栄養士間の連携を強化し、更なる食育推進に向けた取組内容の充実について検討します。
社会福祉協議会	夏季休暇等を利用し、見学会を行う等、親子が交流しながら食育について学べる機会づくりを推進します。
取組の推進に向けた主な事業	
◆親子キッチン すまぁとごはん／忠岡町食育・栄養事業担当者連絡会の開催【保健センター】	
◆親子食育ツアー【社会福祉協議会】	

## 施策3 活動場所の確保

住民同士が地域で活動する場所を確保するため、地区集会所やコミュニティセンターなどを地域の住民が利用しやすいよう環境を整備するとともに、活動の場を生かした交流機会の創出に努めます。

### ①活動場所の確保

担当	内容
自治政策課	指定管理者制度によって地区集会所・コミュニティセンターを各自治振興協議会が管理・運営できるようにすることで、地域に寄り添った施設利用を促進します。
社会福祉協議会	福祉活動の活性化を図るため、地域の身近な集会所等を活用し、交流機会の場づくりを促進します。
取組の推進に向けた主な事業	
◆指定管理者制度【自治政策課】	
◆小地域ネットワーク事業【社会福祉協議会】	

## 施策4 小地域ネットワーク事業の推進

小地域ネットワーク活動\*を通じて、サロン活動やふれあい喫茶サロンなど、地域におけるつどいの場を拡充するとともに、関係各課や機関と連携を図りながら、高齢者の見守り体制を整備していきます。

### ① サロン事業

担当	内容
地域福祉課	健康講座やサロン活動、介護予防等の自主的な地域の支え合い活動への住民参加の促進や担い手の育成に努めます。
社会福祉協議会	身近な場所で活動し、情報交換や相談ができる、地域の寄り合い所・憩いの場として、各地区においてサロン事業を展開するとともに、ふれあい喫茶サロンについても開催地区拡大に向けて取り組みます。
<b>取組の推進に向けた主な事業</b>	
◆地域での住民の自主的な支援活動の推進【地域福祉課】	
◆小地域ネットワーク事業【社会福祉協議会】	

### ② 高齢者の見守り活動

担当	内容
高齢介護課	ひとり暮らし高齢者宅の火災予防のため、高齢福祉担当者が消防署と共に高齢者宅を訪問し、火災予防を通じて見守り活動を行います。
地域福祉課	自治会に加入していないマンションなどでの孤立死*を防止するため、民生委員・児童委員の資質の向上に努め、地域住民の身近な相談相手としての活動を促進します。また、社会福祉協議会や地区福祉委員会と連携し、自治会や管理組合等に見守り活動の促進を呼びかけます。
社会福祉協議会	小地域ネットワーク活動を通じて支援や見守りが必要な人を把握し、災害時の要支援者の見守りと連動するよう対応に努めます。このためにも、関係機関と連携して、要援護者等に関する情報の画一化を検討します。
<b>取組の推進に向けた主な事業</b>	
◆民生委員・児童委員の資質の向上【地域福祉課】	

## 施策5 地域の見守り・安全活動

地域で誰もが安全・安心に過ごすことができるよう、防犯活動や防災活動を地域全体で推進します。防犯活動では、犯罪被害に遭うのを抑制するため、防犯カメラの設置や町内のパトロールを推進します。防災活動では、災害時における地域の支え合い体制を構築します。このほか、地域の住民と連携して子どもの見守りを推進します。

### ①地域での防犯活動・消費生活

担当	内容
生涯学習課	青少年非行の防止に向けて、各種団体の連携・協力のもと、非行防止のための街頭啓発や夜間パトロールを実施します。
自治政策課	交通事故や街頭犯罪防止のために設置している防犯灯の維持・管理を行います。また、地域での見守りを強化するため、一戸一灯運動及び子ども見守り活動を周知し、住民の自主防犯活動を支援します。加えて、防犯カメラの設置促進に向けて各地区の防犯カメラ設置事業に対し補助を行います。
産業振興課	住民が消費者被害*に遭うのを未然に防ぐことができるよう、街頭啓発や出前講座を実施します。また、高齢者や障がいのある人などを狙った振り込め詐欺や悪質商法などによる消費者被害に遭わないよう、広報紙を活用した消費生活専門相談窓口の周知にも努めます。
社会福祉協議会	消費者被害を未然に防ぐため、様々な事業や活動の機会ごとに啓発を行います。
取組の推進に向けた主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆街頭啓発及び夜間パトロール【生涯学習課】</li> <li>◆一戸一灯運動及び子ども見守り活動の周知／防犯カメラ整備補助事業【自治政策課】</li> <li>◆消費生活専門相談事業【産業振興課】</li> <li>◆小地域ネットワーク事業【社会福祉協議会】</li> </ul>	

## ②地域での防災活動

担当	内容
消防署	消防団と連携して火災予防の周知を行うとともに、自主防災組織や事業所に対して消防訓練を実施します。また、全国火災予防運動期間中にひとり暮らし高齢者宅を訪問し、火災予防の啓発や一般家庭への火災警報器の設置確認及び普及・啓発を行います。
高齢介護課	重い疾病や障がいのあるひとり暮らし高齢者等が、急病や火災等の緊急事態の発生を第三者に通報できるよう、緊急通報装置を家庭に設置します。また、緊急時に速やかに援助を受けることができるよう、協力員の確保等に努めます。
高齢介護課	民生委員・児童委員、自主防災組織、各自治振興協議会、社会福祉協議会等と協力し、災害時に自力での避難が困難な障がいのある人や、高齢者一人ひとりに対する地域での支援体制（災害時避難行動要支援者支援プラン）を推進します。さらに、要支援者が安心して生活できるよう、災害時避難行動要支援者の支援者となる住民の増加に向けた周知や福祉避難所の増加に向けた取組を進めるとともに、介護サービス事業者への災害時対応マニュアルの整備を促進します。
地域福祉課	
自治政策課	
自治政策課	地域防災力の向上を図るため、各地区主体の避難訓練の実施を支援します。また、必要な防災資機材の整備についても検討します。
社会福祉協議会	災害時に設置する防災ボランティアセンター（災害時後方支援）のシミュレーション訓練を実施します。また、災害ボランティアの登録と研修を行います。
<b>取組の推進に向けた主な事業</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆緊急通報体制等整備事業【高齢介護課】</li> <li>◆消防団による防火講習会／春秋の全国火災予防運動【消防署】</li> <li>◆災害時避難行動要支援者支援プラン【自治政策課・地域福祉課・高齢介護課】</li> <li>◆自主防災組織の強化・充実【自治政策課】</li> <li>◆災害ボランティアセンター【社会福祉協議会】</li> </ul>	

### ③子どもの見守り活動

担当	内容
生涯学習課	<p>子ども安全見守り隊及び青色防犯パトロールの活動により、子どもの見守り活動を行います。</p> <p>「こども 110 番の家<sup>※</sup>」として町内の家庭や事業所と協力することで、子どもを取り巻く犯罪の抑止に努めます。</p> <p>関係機関及び忠岡町青少年指導員協議会等との連携を図り、青少年の健全育成のための活動として酒・たばこ類の購入者に対する留意をコンビニ等に対して協力要請します。</p>
社会福祉協議会	<p>ボランティアグループで実施している子ども食堂をはじめ、関係機関と連携を図りながら、世代間交流等で顔見知りとなる関係づくりを行い、地域での見守り・発見に努めます。</p>
<b>取組の推進に向けた主な事業</b>	
<p>◆子ども安全見守り隊及び青色防犯パトロールによる見守り活動／子ども 110 番の家の普及／有害環境の浄化等の活動促進【生涯学習課】</p> <p>◆世代間交流・にこにこ子ども食堂【社会福祉協議会】</p>	



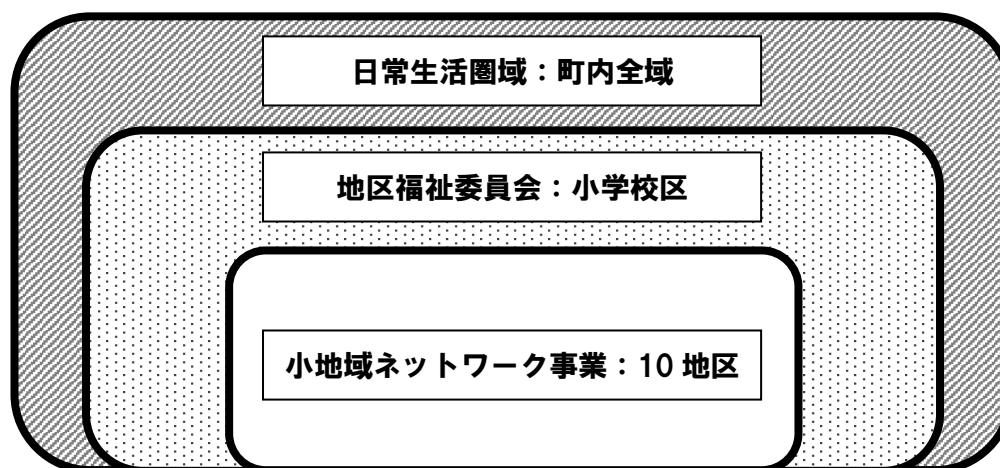
## 町内の地域福祉活動について

### (1) 日常生活圏域と重層的なネットワークの設定について

日常生活圏域とは、介護保険法により、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件や人口、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域として設定することとされているものです。

本町では、こうした日常生活圏域を町内全域として設定していますが、地域福祉活動を推進するために、小学校区単位で地区福祉委員会を組織しています。そして、より細かく地域福祉活動を推進するため、2小学校区を10地区に細分化し、小地域ネットワーク事業を推進しています。

図表 重層的なネットワークの設定



名称	範囲	対象
日常生活圏域	町内全域	町内全域
地区福祉委員会	小学校区	忠岡小学校区 東忠岡小学校区
小地域ネットワーク事業	2小学校区を10地区に細分化	<忠岡小学校区> 南区・西区・北区・東区 <東忠岡小学校区> 中央地区・青空地区 馬瀬地区・北出地区 高月南地区・高月北地区

## (2) 地区福祉委員会について

地区福祉委員会は、住みよい福祉のまちづくりを進めることを目的に、そこに住む全ての住民が安心して暮らせるよう、住民主体となって地域ぐるみで、よりきめ細やかな福祉活動を推進するために結成された組織です。

中でも日常生活を送っていく上で、ハンディキャップを持つ方や援護が必要な方々（高齢者や障がいのある人など）が対等な地域社会の一員として尊重され、不便を感じずに生活していけるような地域社会を実現していくことをめざしています。

図表 地区福祉委員会の活動紹介

地区福祉委員による戸別訪問を実施しています。(不定期)



ひとり暮らし高齢者 戸別訪問

ふれあい型 配食サービス



ひとり暮らしの高齢者の安否確認を兼ねて、地区福祉委員の方を中心として、毎週水曜日に「ふれあい型配食サービス」を実施しています。

忠岡小学校、東忠岡小学校における車椅子体験学習を実施しています。総合学習の一環として、「相手の立場を知る」をテーマに、室内や野外での体験学習を実施しています。



車椅子体験学習

「赤い羽根共同募金」(街頭募金)



「赤い羽根共同募金」として、地域福祉事業の推進に必要な資金を集める運動で、戸別・街頭・学校・職域・団体等での募金活動を行っています。集まった募金は、「配食サービス」や広報、災害備品等に使われています。

### (3) 小地域ネットワーク事業について

要介護者一人ひとりを対象に、保健・福祉・医療の関係者と住民が協働して進める、見守り・援助活動で、高齢者、障がいのある人、子どもなどの社会的弱者が地域の中で孤立することなく、安心して生活できるよう地域住民による支え合い・助け合い活動を展開し、併せて地域における福祉の啓発と住みよい福祉のまちづくりを進めようとするものです。

図表 小地域ネットワーク事業 過去の活動実績（忠岡地区）

校区	地区名	実施内容
忠岡地区	全体	敬老の集い（歌謡ショー・マジックショー・昼食会・のどじまん大会・演芸発表会・太鼓演奏など）
	南区	ふれあいサロン（昼食会）・生活相談
		わくわく健康体操で認知症予防・消費者被害対策・口腔ケアなど
	西区	ふれあいサロン（昼食会）・生活相談
		災害時の避難行動・認知症予防体操・口腔ケア・消費者被害対策・交通安全教室など
		喫茶サロン シニアクラブ共催 毎月第4土曜日
	北区	ふれあいサロン（昼食会）・生活相談
		特殊詐欺対策・健康体操・口腔ケアなど
		喫茶サロン 毎月第3土曜日
	東区	祭礼道之町本部みんな集まれ！活動 東区各種団体、地域内外の人達との交流会
		ピワ茶作業（葉の摘み取り、洗浄、乾燥、裁断、揉み、袋入れ）
		クリスマス会（自治会、婦人会、老人クラブ、地区福祉委員、子ども会、東区地域内の人達との交流会）
		行楽ツアー（昼食）

図表 小地域ネットワーク事業 過去の活動実績（忠岡東地区）

校区	地区名	実施内容	
忠岡東地区	中央地区	世代間交流活動 中央地区子ども会と合同で夏休みラジオ体操	
		歳末福祉活動 中央地区在住の75歳以上の方への餅配布	
		歳末防犯・防火夜警 自主参加パトロール（自治会・子ども会と合同）	
		中央地区住民ふれあいデー 中央自治会主催行事に共催参加する	
	青空地区	クリーン作戦参加	
		戸別訪問 独居高齢者訪問活動 年度初めのご挨拶・粗品配布 こいのぼりお菓子配布 タオル配布 飲料配布 節分の豆配布 ひなあられ配布	
		研修バスツアー	
		歳末夜警・防犯パトロール	
		健康体操教室・貯筋体操など	
		馬瀬地区	ふれあい食事会
			ふれあい勉強会（消費者被害対策・介護予防など）
	北出地区	声掛け戸別訪問	
		地区盆踊り シルバーシート設置、飲み物サービス	
		ご近所ふれあいサロン（災害関係・健康体操・消費者被害など）	
	高月南地区	ふれあい昼食会（民生委員福祉相談・食事）	
	高月北地区	独居高齢者ラジオ体操（毎日型）	
		独居高齢者ふれあい食事会	
		独居高齢者見守り訪問活動	

図表 小地域ネットワーク事業の活動紹介

【西区】

健康体操教室  
～椅子に座ってする体操～  
(聖祐病院 作業療法士)



【西区】

消費者被害について  
(忠岡町役場 消費生活相談員)



【北区】

歌って踊って楽しく健康体操  
～カラオケ機器で介護予防～  
(第一興商)



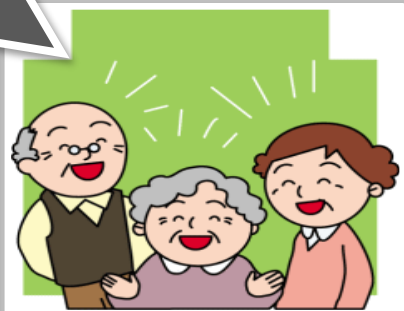
【北区】

喫茶サロン



～つながり、つくろう！！～

ひとり暮らしや家で閉じこもりがち、話し相手がない、寂しいといった不安や悩みをお持ちの高齢者の方々に、自治会館や集会所などの身近な場所に集まっただけで、楽しく過ごせる場をつくり、会食・健康体操・創作活動・レクリエーションなど、地域のボランティアの自由な発想で企画し、自主的に運営していくのが、地域の「仲間づくり」、「出会いづくり」の場、それが『ふれあい・いきいきサロン』です。



## 基本目標 2 地域福祉の担い手づくり

### 施策 1 福祉の心の啓発

地域福祉の担い手の確保・育成を図るため、地域・家庭・学校等が連携しながら、子どもたちの愛郷心と福祉の心を育みます。

#### ①福祉教育の推進

担当	内容
教育みらい課	保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校と社会福祉協議会、社会福祉施設等が連携し、交流活動による「人との関わり」や「共生」の視点にたった一貫的、体系的な福祉教育を推進します。
学校教育課	体験的・実践的な福祉教育の推進として、福祉センターで小学生と高齢者との交流や、小学校の運動会へ高齢者の招待を行うとともに、和泉支援学校に通学している忠岡町在住の子を学校に招き、居住地交流を実施します。また、車椅子体験やアイマスク体験を実施するとともに、オープンスクールを各校で実施し、保護者や地域の方が参加できる学習活動や行事等を検討します。さらに、学校と連携して認知症サポーターの養成等も行います。
社会福祉協議会	福祉の心を育むために、車椅子体験や障がい者疑似体験等を引き続き実施し、学校や関係機関と連携して、子どもや住民への福祉教育活動を推進します。
<b>取組の推進に向けた主な事業</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆総合的な幼児教育の推進【教育みらい課】</li> <li>◆福祉教育の推進／地域交流の促進【学校教育課】</li> <li>◆車椅子体験学習【社会福祉協議会】</li> </ul>	

#### ②地域学習の推進

担当	内容
学校教育課	子どもたちの地域への愛着を育むため、「ふるさと教育」として、小学3年生を対象とした地域学習や中学2年生を対象とした職場体験学習を推進します。さらに、地域の特色を生かした魅力ある学校づくりとして、学校・家庭・地域の連携を強化し、子どもの健全育成を進めます。
社会福祉協議会	職場体験の受け入れや世代間交流等で、町の習慣や歴史等の伝承を進めます。
<b>取組の推進に向けた主な事業</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ふるさと教育の推進／魅力ある学校づくりの推進【学校教育課】</li> <li>◆世代間交流【社会福祉協議会】</li> </ul>	

## 施策2 NPO・ボランティア等多様な主体による活動等の促進

多様な地域活動を支援するため、既に実施されている活動について、各種広報紙や講座を活用して人材の確保・育成に努めます。また、ボランティアセンター及び今後設置予定のファミリー・サポート・センターを活用し、ボランティアのマッチングや更なる人材の確保・育成に取り組みます。さらに、高齢者や障がいのある人の社会参加機会の拡充として、地域活動への参加を促進できるように検討します。

### ①多様なボランティア・NPO活動の促進

担当	内容
健康こども課	子どもの健やかな成長の促進及び居場所づくりを推進するため、子ども食堂を実施する団体に対し補助金を交付します。また、手話講座の開催やボランティアの育成、傾聴ボランティア活動を社会福祉協議会と連携して推進します。さらに、ボランティア活動の周知として、町ホームページや広報紙のほか、更なる掲載媒体等について検討を進めます。
地域福祉課	キッズクラブや子ども安全見守り隊のボランティアを随時募集するとともに、事業及び活動を充実させるための支援を行います。
生涯学習課	小学校3・4年生の算数、国語の授業の補助と、小・中学生の放課後の居場所づくりに学生ボランティア等を活用して学習支援を行います。ボランティアの確保に向けて、効果的な広報活動について検討を行います。
学校教育課	住民の社会生活に寄与し、地域づくりに貢献する活動を自主的に実施している自治振興協議会に対し、活動内容を精査しながら補助金を交付して活動を支援します。
自治政策課	手話通訳奉仕員や傾聴ボランティアの養成、子ども食堂の定期的な開催を行っており、引き続き新たなボランティアの育成・確保や活動内容・活動場所の拡充に向けて計画的に取り組みます。
社会福祉協議会	
取組の推進に向けた主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ボランティア活動の促進【地域福祉課】</li> <li>◆キッズクラブや子ども安全見守り隊のボランティアの募集及び事業や活動の支援【生涯学習課】</li> <li>◆問題を抱える児童・生徒等に対する学生ボランティアによる支援【学校教育課】</li> <li>◆自治振興連絡協議会補助金【自治政策課】</li> <li>◆ボランティアセンター【社会福祉協議会】</li> </ul>	

## ②ボランティア育成の仕組みづくりとセンター機能の確保

担当	内容
地域福祉課	社会福祉協議会と連携を図りながら、ボランティアセンター機能の充実や新たなボランティアの確保に向けて企画・検討を進めます。
教育みらい課	ピープル忠岡チャイルドスクールにおいて、ファミリー・サポート・センター事業を早期に展開できるよう検討を進めます。
社会福祉協議会	ボランティアセンターにおいて、ボランティアの需給調整やマッチング、ボランティア情報の提供、ボランティア団体同士の交流などを推進します。また、このようにセンター的な役割を担うボランティアセンターについて周知・啓発に努めます。 ファミリー・サポート・センター事業の実施にあたって、できる範囲の支援を実施します。
<b>取組の推進に向けた主な事業</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆小地域ネットワーク／ボランティア活動の促進【地域福祉課】</li> <li>◆ファミリー・サポート・センター事業について、関係機関等との検討【教育みらい課】</li> <li>◆ボランティアセンター【社会福祉協議会】</li> </ul>	



### 施策3 民生委員・児童委員の活動支援

地域で住民を見守るネットワークの中心的な役割を担うとともに、住民にとって身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動を支援するため、活動内容の周知や各種研修の実施、行政や社会福祉協議会及びCSWとの連携体制強化を図ります。

#### ① 民生委員・児童委員の周知

担当	内容
地域福祉課	地区の民生委員・児童委員を地域住民に知ってもらい、活動への理解を深められるよう、民生委員・児童委員協議会の民児協だより「ひまわり」の発行及び広報紙に地域の民生委員・児童委員の氏名等を掲載して周知を図ります。
社会福祉協議会	地域福祉活動の中核的役割を果たしている民生委員・児童委員との連携・協働事業を展開するため、社会福祉協議会の取組について情報提供を行い、相互に連絡・調整を行いながら地域福祉を推進します。
<b>取組の推進に向けた主な事業</b>	
◆民生委員・児童委員及び主任児童委員との連携【地域福祉課】	

#### ② 研修内容の充実

担当	内容
地域福祉課	民生委員・児童委員の資質の向上を図り、地域で住民を見守るネットワークの中心的な役割を担う身近な相談者としての機能向上を図るため、新任研修への参加や大阪府民生委員児童委員協議会連合会主催の研修会への参加を促進するとともに、研修内容の充実及び対応能力の向上に努めます。また、民生委員・児童委員協議会の定例会で、委員間の意見交換や地域での相談内容やその対応について報告し、課題等の共有を図ります。
社会福祉協議会	社会福祉協議会で実施する事業などについて、民生委員・児童委員協議会で研修を実施します。また、民生委員は地区福祉委員を兼任していることから、地区福祉委員と併せて研修の充実に取り組みます。
<b>取組の推進に向けた主な事業</b>	
◆民生委員・児童委員の資質の向上／民生委員・児童委員及び主任児童委員との連携【地域福祉課】	
◆地区福祉委員会活動推進事業【社会福祉協議会】	

### ③福祉課題への対応

担当	内容
地域福祉課	担当地域において生活困窮者、高齢者、母子、障がいのある人などに対して、相談や援助、あるいは保護・指導を行うとともに、適切な助言や福祉サービスへとつなぐことができるよう、関係行政機関との橋渡しを行います。また、民生委員・児童委員協議会にCSW等の参加を要請するなど、連携体制を強化します。
社会福祉協議会	民生委員・児童委員と日常的に連携を図り、情報共有を図っていますが、事業別に内容が似た要援護者名簿が存在しているため、情報を画一化して効率的な連携に努めます。
<b>取組の推進に向けた主な事業</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆民生委員・児童委員の資質の向上／民生委員・児童委員及び主任児童委員との連携【地域福祉課】</li> <li>◆CSW 配置事業／地区福祉委員会活動推進事業【社会福祉協議会】</li> </ul>	

## 施策4 地域福祉のコーディネーターの育成

地域の中で支援を必要としている人を把握し、地域の住民と一緒に考え、問題解決に取り組んでいくことができるよう、すでに設置している生活支援コーディネーターやCSWを育成し、地域課題の解決に向けた体制を整備します。

### ①CSWの研修の充実

担当	内容
地域福祉課	CSWやコミュニティワーカー（CW）※が制度の狭間等の福祉課題の把握とその対応について取り組めるよう、大阪府及び大阪府社会福祉協議会等の研修や泉州ブロックCSW連絡会研修会への参加を促進します。
社会福祉協議会	大阪府及び大阪府社会福祉協議会で実施される研修に参加するとともに、スキルアップするための研修に積極的に参加して日常業務に生かします。
<b>取組の推進に向けた主な事業</b>	
◆CSW配置事業【社会福祉協議会】	

### ②地域福祉に係るコーディネーターの設置

担当	内容
地域福祉課	地域で支援を必要とする人やその家族が、住み慣れた家で通常の生活を続けることができるように調整するとともに、支援が必要な状態になることを防ぐため、地域包括支援センター※に設置している生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が支援体制づくりを進めます。また、生活支援コーディネーターが各地域のサロン活動に参加し、地区の特徴把握や地区課題の抽出を行い、高齢者のニーズとボランティアの活動の場の機会創出に努めます。
社会福祉協議会	CSWやコミュニティワーカー（CW）を設置しており、継続して事業に取り組むとともに、周知、啓発に努めます。
<b>取組の推進に向けた主な事業</b>	
◆生活支援コーディネーターの配置【地域福祉課】	
◆小地域ネットワーク事業／CSW配置事業【社会福祉協議会】	

## 基本目標 3 自立生活を支える福祉基盤づくり

### 施策 1 情報提供と相談支援の充実

住民が生活の中で抱える困りごとを相談したり、福祉サービスを利用したりできるよう、各種福祉サービスや制度について周知します。周知にあたっては、若い世代の利用率が高いインターネットやホームページ、SNS等の活用や、受け手に配慮した情報提供に努めます。また、相談体制の強化に努め、身近な地域での相談体制の充実と、必要に応じて専門的な相談に応じることができるよう、専門機関との連携強化を進めます。

#### ①わかりやすく利用しやすい情報の提供

担当	内容
地域福祉課	福祉サービスや制度、地域の活動に関する情報について、広報紙やホームページ、SNSを活用し、情報提供を行います。また、高齢者や障がいのある人、外国人にもわかりやすい情報伝達に努め、関係機関や民生委員・児童委員等との協力による情報提供や障がいの種別に応じた情報提供、外国語での情報提供を行います。
社会福祉協議会	広報紙・ホームページを活用した情報の周知に努めるとともに、街頭での周知を行います。
<b>取組の推進に向けた主な事業</b>	
◆情報提供機能の充実／各種媒体を活用した情報提供【地域福祉課】	
◆介護保険制度等の普及・啓発【高齢介護課】	
◆CSW配置事業【社会福祉協議会】	

## ②身近な地域での相談体制の充実

担当	内容
地域福祉課	相談窓口等の情報がわかりやすく入手できるように配慮しながら、広報紙やホームページ、SNSにおいて、相談窓口の情報提供を行います。また、民生委員・児童委員、主任児童委員の研修の充実を図り、地域における身近な相談者としての相談支援体制の確立をめざします。要支援・要介護認定者、支援や見守りが必要なひとり暮らし高齢者等には、身近な相談場所として地域包括支援センターやCSWが中心となり、訪問して各種相談に応じ、サービスの質の向上を図ります。
保健センター	保育所・幼稚園・認定こども園と保健センターが連携し、子育て全般に関する相談を行う機会の提供に努めます。民生委員・児童委員、更生保護女性会、エイフボランティアネットワークと連携のもと、子育てサロンや母子保健事業の機会などを活用して、身近な地域での子育て相談等の開催に努めます。
教育みらい課	
社会福祉協議会	友愛（戸別）訪問等の更なる推進に向けて、地区福祉委員会の事業理解を推進しながら、新たな担い手の確保に努めます。また、他府県・他市を参考に担い手の確保・育成に取り組みます。
<b>取組の推進に向けた主な事業</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆民生委員・児童委員の資質の向上／社会福祉法人の社会貢献活動の促進【地域福祉課】</li> <li>◆母子保健事業を通じての乳幼児相談【保健センター】</li> <li>◆発達相談等／幼稚園・保育所・認定こども園での子育て相談の充実【教育みらい課・保健センター】</li> <li>◆地区福祉委員会推進事業【社会福祉協議会】</li> </ul>	

### ③専門的な相談や総合的な相談体制の充実

担当	内容
学校教育課	問題行動や少年非行の未然防止及び早期発見、早期解決を図るため、全教職員が協力して生徒指導体制の確立に努めます。また、忠岡町生活指導小中連携会議（月1回程度開催）、スクールカウンセラー連絡会により、課題を抱える子ども一人ひとりの心の問題に対応できる相談・指導の連携強化を図ります。さらに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーと忠岡町生活指導小中連携会議の連携をより一層強化します。
健康こども課	ひとり親家庭の子育てや子どもを持つ貧困家庭の自立・就労に向けて、関係課との連携を図り支援を行います。また、必要に応じて該当者に制度の周知及び利用促進を行います。さらに、大阪府の子ども家庭センターに母子・父子家庭自立支援員が配置されており、就労相談等を行い、ニーズ等に応じた自立支援計画を策定し、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施します。
保健センター	保育所・幼稚園・認定こども園の通所・通園児童に、臨床心理士等による発達診断を行い、早い段階で発育や障がい等で支援が必要な子どもを把握し、保護者に対して助言等支援を行います。また、ユニバーサルデザインによる授業づくりや支援教育コーディネーターを活用した教育活動、職員への研修についても定期的に実施します。
教育みらい課	
地域福祉課	高齢者や障がいのある人をはじめとした、住民の多様な保健福祉等の相談に対応し、適切な助言が行えるよう地域包括支援センター、保健センター、高齢介護課、老人介護支援センター、社会福祉協議会のCSW等、様々な相談窓口の連携を強化し、住民の利便性の向上に努めます。専門的な相談については、その都度、関係機関と連携を図り、対応します。
人権広報課	DV <sup>*</sup> や広く差別などによる人権侵害や生活課題等の問題解決を図るため、人権擁護委員をはじめ、DV相談員、女性相談員による相談を行うとともに、関係機関との連携の強化を図ります。
社会福祉協議会	日常生活自立支援事業及び大阪府生活福祉資金に関する専門的相談、福祉総合相談については、CSWを中心に適切な対応に努めます。また、福祉総合相談は毎月第3水曜日に社会福祉協議会で実施します。
<b>取組の推進に向けた主な事業</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆学校における児童・生徒指導の推進【学校教育課】</li> <li>◆相談対応の充実【健康こども課】</li> <li>◆発達障がい<sup>*</sup>の早期発見・早期対応【教育みらい課・保健センター】</li> <li>◆地域包括支援センターにおける利用者・介護者への支援の充実／相談窓口の連携強化／関係機関との連携ネットワークの構築【地域福祉課】</li> <li>◆CSW配置事業／大阪府生活福祉資金貸付事業／日常生活自立支援事業【社会福祉協議会】</li> </ul>	

## 施策2 福祉サービスの質的向上

福祉サービス利用者が、安心してサービスを利用できるよう、サービス従事者の資質向上に向けて各種研修等を実施するとともに、定期的なサービスの評価<sup>\*</sup>や苦情相談等にも対応します。

### ①サービス従事者の確保・資質向上

担当	内容
学校教育課	小学校において発達障がいの子どもの把握や適切な指導・対応が行えるよう、年3回の研修や担当職員による訪問・就学相談を行うとともに、府立支援学校の専門的な助言・支援を活用します。
教育みらい課	各種福祉サービスの安定的な供給を図るため、府や関係機関、事業所と連携を図りながら、人材の確保・育成に努めます。
高齢介護課	
産業振興課	
地域福祉課	
地域福祉課	介護分野においては、地域包括支援センターの主任介護支援専門員を中心に、介護支援事業所における事例検討会を開催するほか、研修の実施にも努め、資質の向上に努めます。障がい分野においては、大阪府やサービス事業者等との連携のもと、障がい福祉サービス等の従事者の研修の周知と受講促進を図ります。さらに、各事業所間で情報共有や事例検討の場の設置を検討します。
社会福祉協議会	福祉事業所連絡会を中心に福祉サービス事業従事者の研修を継続して協力・支援します。
<b>取組の推進に向けた主な事業</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆障がいの早期発見【学校教育課】</li> <li>◆待機児童の解消【教育みらい課】</li> <li>◆人材の確保【高齢介護課・産業振興課・地域福祉課】</li> <li>◆介護支援専門員の養成と資質の向上／人材育成等によるサービスの質の向上【地域福祉課】</li> </ul>	

## ②苦情処理体制

担当	内容
地域福祉課	福祉サービス事業者の様々な相談に応じ、関係機関との情報を共有することで、適切な改善方策の指導を行います。困難ケースについては、府や他市町村に相談又は助言を求めて、苦情解決に向けて適切な対応を行うとともに、関係機関との連携を強化し、サービスの質の向上に努めます。
社会福祉協議会	利用者の立場を考慮し、事業者間との苦情の相談援助を行います。
<b>取組の推進に向けた主な事業</b>	
◆サービスの苦情対応【地域福祉課】	
◆日常生活自立支援事業【社会福祉協議会】	

## ③福祉サービス評価

担当	内容
高齢介護課	介護サービス事業者の介護サービスに関する自己評価や第三者評価を継続して促進します。また、利用者が安心して適切なサービスを受けられるよう、地域密着型サービス事業者のサービス評価の実施を支援しながら、サービスの質の向上を図ります。
<b>取組の推進に向けた主な事業</b>	
◆介護サービス評価システムの導入／認知症高齢者グループホーム等第三者評価支援【高齢介護課】	



### 施策3 権利擁護事業の推進

誰もがひとりの人間として誇りと尊厳が保たれ、地域でいつまでも暮らし続けることができるよう、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等に関する様々な人権に関する啓発活動を推進するとともに、判断能力が十分でない方が不利益等を被ることがないように権利擁護事業の利用を促進します。また、同和問題の解決に向けて正しい理解の促進と人権尊重の理念の普及を行うなど、忠岡町人権協会と連携を図り、今後の取組内容について検討します。

#### ①人権に関する啓発

担当	内容
健康こども課	子どもや高齢者、障がいのある人をはじめとした、あらゆる人に対する虐待やいじめ、DV（ドメスティック・バイオレンス）など、人権に関する様々な問題の解消に向けて、パンフレットや広報紙・ホームページの活用及び街頭啓発を実施し、住民の理解を深めるための啓発・教育を進めます。また、人権に関する問題への相談対応についても取り組みます。
人権広報課	
地域福祉課	
地域福祉課	障がいのある人の自立と社会参加の促進を図るため、「障がい者週間（12月3日～9日）」及び「人権月間（12月）」で街頭啓発や広報紙に啓発記事を掲載する等の活動を行います。さらに、通年で行える普及活動の充実に努めます。
高齢介護課	身体拘束※ゼロに向けた質の高い介護サービス提供に向けて、介護保険施設や認知症高齢者※グループホーム等に対して、職員研修の実施の働きかけを行います。さらに、大阪府と連携して、介護保険施設や認知症高齢者グループホーム等に対する相談・指導に努めます。 認知症に対する誤解や偏見をなくし、認知症予防の生活習慣が身につくよう、また、早期発見による治療を促進できるよう、広報紙をはじめ健康教育などの機会を活用し、正しい知識の普及・啓発を図ります。また、住民や事業所に対する若年性認知症についての啓発や研修会を行います。
社会福祉協議会	忠岡町人権協会との共催で、毎年「人権講習会」を実施しており、人権についての住民及び地域の理解を深めるための啓発活動や講習会に継続して取り組みます。
<b>取組の推進に向けた主な事業</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童虐待の通告義務や通告先についての周知【健康こども課】</li> <li>◆DV防止に向けた啓発【人権広報課】</li> <li>◆認知症に関する正しい知識の普及・啓発／高齢者虐待防止に関する意識啓発／施設等における身体拘束ゼロの取組の促進【高齢介護課】</li> <li>◆理解促進研修・啓発事業【地域福祉課】</li> </ul>	

## ②権利擁護の推進

担当	内容
高齢介護課	判断能力が不十分な方の権利を守るため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用を促進します。それぞれについて、パンフレット等を活用して内容を周知するとともに、地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携を図りながら相談及び利用支援に努めます。また、成年後見制度については、制度の利用が困難な方を対象として申請費用の助成や、身寄りのない人の町長申し立ての活用を図ります。さらに、市民後見人や法人後見人の活動支援に努めます。
地域福祉課	社会福祉協議会広報「ぬくもり」及びホームページで周知を図ります。また、日常生活自立支援事業の相談及び支援の窓口として、大阪府社会福祉協議会権利擁護推進室及び圏域の関係機関との連携のもと、持続的で円滑な事業推進に努めます。
社会福祉協議会	社会福祉協議会広報「ぬくもり」及びホームページで周知を図ります。また、日常生活自立支援事業の相談及び支援の窓口として、大阪府社会福祉協議会権利擁護推進室及び圏域の関係機関との連携のもと、持続的で円滑な事業推進に努めます。
<b>取組の推進に向けた主な事業</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知／市民後見人の養成／権利擁護体制の整備・充実【地域福祉課】</li> <li>◆成年後見開始審判等申立制度【高齢介護課】</li> <li>◆社会福祉協議会広報「ぬくもり」／ホームページ／日常生活自立支援事業【社会福祉協議会】</li> </ul>	

## 施策4 人にやさしいまちづくり

誰もが自由に安心して外出できるまち、福祉のまちづくりを進めます。そこで、地域の住民や事業所を対象に、福祉のまちづくりに関する理解を促進するとともに、道路のバリアフリー化、高齢者や障がいのある人が移動に困ることのないように移動支援サービスを実施します。

### ①福祉のまちづくりの普及・啓発

担当	内容
地域福祉課	広報紙への関連記事の掲載により、住民や事業所に対してバリアフリーやユニバーサルデザイン・地域共生社会の普及・啓発に努めるとともに、町職員に対するこれらの意識浸透を図ります。さらに、福祉的配慮のある施設や場所などを掲載したガイドマップ等の作成を検討します。
建設課	保育所・幼稚園・認定こども園の児童、小・中学生、高齢者等住民全般に自動車や自転車の交通マナー向上について、交通安全教室などの機会を利用して指導・啓発を行います。また、広報紙及びホームページ等の各種媒体を活用して周知を継続します。
社会福祉協議会	社会福祉協議会広報「ぬくもり」やホームページ・ふれあい大会等あらゆる機会を通じて、周知を継続していきます。
取組の推進に向けた主な事業	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ユニバーサルデザインの意識啓発【地域福祉課】</li> <li>◆福祉のまちづくりの普及・啓発／交通安全教室の開催【建設課】</li> <li>◆社会福祉協議会広報「ぬくもり」／ホームページ／ふれあい大会【社会福祉協議会】</li> </ul>	

## ②福祉のまちづくりに向けた整備

担当	内容
建設課	<p>「高齢者、障がいのある人等の移動等の円滑化に関する法律」の趣旨も踏まえ、不特定多数の方が利用する施設が建設される際などに、誰もが利用しやすい施設の整備について指導・助言に努めます。</p> <p>大規模店舗などには、新たな施設整備等の際に誰もが利用しやすい施設の整備について要請します。</p> <p>歩道内の段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックの設置など、必要性・緊急性に配慮しながら、ユニバーサルデザインの道路整備を計画的に推進します。</p>
高齢介護課	<p>高齢や障がいがあることにより外出に支援が必要な人が、総合福祉センター等を円滑に利用できるよう、町直営で運行している福祉バス事業を継続して実施します。</p>
社会福祉協議会	<p>住民に対して、バリアフリーやユニバーサルデザインについて周知と理解を促進するため、体験学習等を通じて町全域に周知できるよう努めます。</p> <p>ひとり暮らしの方の買い物支援のため、月2回を上限に無償移送サービスを継続して行います。また、民生委員・児童委員協議会や福祉事業所・ボランティアの協力のもと、介護保険非該当の高齢者に対して買い物支援事業を継続して行います。</p>
<b>取組の推進に向けた主な事業</b>	
<p>◆大阪府福祉のまちづくり条例等に基づく指導・助言／道路のバリアフリー化【建設課】</p> <p>◆福祉バスの運行【高齢介護課】</p> <p>◆車椅子体験学習／移送サービス事業・生活支援事業【社会福祉協議会】</p>	

## 基本目標 4 福祉セーフティネットづくり

### 施策 1 支援を必要とする人を見逃さない体制の確立

生活課題が複雑化・複合化している中で、支援を必要としている人を見逃すことがないように、重層的なセーフティネットが求められています。子育て世帯や高齢者・障がいのある人をはじめとした様々な人を、行政や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地区福祉委員などの様々な主体で見守り・支える体制を整備します。

#### ① 支援を必要とする人の把握

担当	内容
保健センター	育児に対する悩みや不安の軽減と母子の健康管理や健やかな発育を支援するため、助産師、医療機関と連携し、ハイリスク・特定妊婦への対応やすこやか赤ちゃん訪問を継続して実施し、妊娠中から出産、育児に至るまで切れ目のない支援を行います。また、家庭状況や健康状態など、個々の状況に応じ、産後の身体面・育児面についてより充実した支援体制を整備します。
地域福祉課	C SWやケアマネジャー、保健所や障がい者相談支援事業所等との関係を密にし、障がい等で支援が必要な人を障がい福祉サービスに遅滞なくつなげられるようネットワークの拡大を図ります。 ひとり暮らし高齢者を把握している民生委員・児童委員と連携し、今後も支援を必要とする人の情報整理に努めます。また、ひとり暮らし高齢者をはじめ、高齢者世帯等からの相談に対応できるよう、民生委員・児童委員の研修の充実を図ります。 また、C SWと民生委員・児童委員と連携し、ひきこもりの把握に努めます。
社会福祉協議会	地区福祉委員活動において、ひとり暮らし高齢者等の地域で支援が必要な人の把握を行い、適切な福祉サービスにつながるよう支援します。また、ひとり暮らし高齢者名簿、救急キット等、支援を必要とする方の情報が多数存在するため、情報の一元化に努め、効率的な把握につなげます。
<b>取組の推進に向けた主な事業</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 乳児家庭全戸訪問事業の推進／母子包括支援センターの推進【保健センター】</li> <li>◆ 社会貢献活動の促進／身近な地域での相談対応の充実【地域福祉課】</li> <li>◆ 小地域ネットワーク事業／C SW配置事業【社会福祉協議会】</li> </ul>	

## ②虐待防止

担当	内容
学校教育課	保育所・幼稚園・認定こども園での生活や小・中学校での不登校や長期欠席、問題行動などの背景に潜む虐待の早期発見のため、保育士や教職員一人ひとりが日頃から保育・教育活動や家庭訪問等を通して児童や家庭への関わりを深めます。また、早期発見・早期対応につながるよう、職員を対象とした研修や関係機関との連携強化を図ります。
教育みらい課	
人権広報課	広報紙にDV（ドメスティック・バイオレンス）に関する啓発記事や相談機関を掲載するなどして、周知・啓発を継続して行います。相談対応については、関係課や関係機関と連携して体制強化を図ります。
健康こども課	広報紙やパンフレット、ホームページ等の媒体を活用して、児童虐待防止法等に関する情報を提供し、通告義務等に対する理解など虐待防止に関する意識の醸成を図ります。
地域福祉課	虐待を未然に防ぐため、町の介護保険パンフレット「高齢者虐待を防ぎましょう」や、障がい者虐待などに関するパンフレット「ひとりで悩まないで」などを活用して、継続的な周知を図ります。また、通報先の周知や地域ネットワークを強化し、町をあげて虐待防止や早期発見・早期対応に取り組めます。
社会福祉協議会	地域ネットワークを活用し虐待の防止や早期発見につながるよう、関係機関と連携して適切な支援に努めます。
<b>取組の推進に向けた主な事業</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆幼稚園や保育所、小・中学校での把握【学校教育課】</li> <li>◆DV相談、DV被害者の一時保護等の推進【人権広報課】</li> <li>◆児童虐待の通告義務や通告先についての周知【健康こども課】</li> <li>◆高齢者虐待防止に関する意識啓発／虐待防止の取組の強化【地域福祉課】</li> </ul>	

## 施策2 きめ細やかな対応のできる体制の確保

家族や親族、友人や知人、職場や地域社会などとのつながりが希薄で、生活上の問題が生じたときに支援につながらない社会的孤立状態にある方や、ひきこもり、セルフネグレクト、ごみ屋敷といった制度の狭間にある方など、従来の福祉制度・サービスだけでは対応することができない地域課題への対応を図るため、きめ細やかな対応のできる体制の整備を進めます。

また、感染症対策として、誰にでもわかりやすい情報発信や福祉分野における各種サービス事業所との連携強化、避難行動や避難所における支援体制の確保に努めます。

### ①要保護児童等への対応

担当	内容
健康こども課	<p>児童虐待の防止や、早期発見・早期対応に向けて、関係団体等の参加による要保護児童対策地域協議会を開催し、連携を強化します。そして、情報共有等を行い、要保護児童の適切な保護や保護者への対応に努めます。</p> <p>虐待が疑われる事例の際は、警察や子ども家庭センターと連携し、的確な判断の下で対応し、児童の安全確保に努めるとともに、子どもと保護者の心のケアなどを支援します。</p> <p>今後は、忠岡町子ども家庭総合支援拠点の設置を予定しており、子どもとその家庭及び妊産婦等への支援体制の強化を図ります。</p>
社会福祉協議会	<p>社会福祉協議会に配置しているCSWが、日々の相談援助に応じる中で支援が必要と思われる場合は、関係機関と連携を図ります。また、子ども食堂における見守りを通じて、必要に応じて相談支援及び各関係機関につなげます。</p>
<b>取組の推進に向けた主な事業</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆要保護児童対策地域協議会の活用【健康こども課】</li> <li>◆子ども家庭センター等関係機関との連携による迅速な対応【健康こども課】</li> <li>◆CSW配置事業／にこにこ子ども食堂【社会福祉協議会】</li> </ul>	

## ②高齢者に対する地域ケア体制の充実

担当	内容
地域福祉課	地域包括ケアシステムの推進に向けて、地域包括支援センターやCSW、関係課、関係機関等が連携し、包括的な支援体制の構築に努めます。また、地域包括支援センターの活動等を通じて、要支援・要介護者、認知症の方や家族への支援を行うとともに、医療・介護の総合的・包括的なケアマネジメント*を行い、在宅生活をより一層支援します。支援の必要な高齢者については、地域ケア会議を通じて、関係課と連携の下、自立支援をめざした支援を行います。さらに、地域包括支援センターが多様化する福祉課題に対応できるよう、職員の研修機会確保等に努めます。
社会福祉協議会	社会福祉協議会に配置しているCSWが、日々の相談援助や生活支援事業に応じる中で支援が必要と思われる場合は、関係機関と連携を図ります。
<b>取組の推進に向けた主な事業</b>	
◆関係機関との連携ネットワークの構築／地域ケア会議の推進／地域包括支援センターの機能強化【地域福祉課】	
◆CSW配置事業／生活支援事業【社会福祉協議会】	

## ③障がい者の自立支援

担当	内容
地域福祉課	障がいのある人のケアマネジメント体制の確立をめざし、相談支援事業所を対象とした情報提供や研修の参加勧奨、インフォーマルサービス*利用に向けた定期的な調整会議、各相談支援専門員間で情報共有や事例検討を行う場の設置を検討します。また、サービスのニーズが増加する中で、利用の適正化を図るとともに、サービスの質の向上に努めます。
産業振興課	障がい者就労支援事業として障がい者支援施設の利用者の福祉的就労等の機会拡大に努めており、今後も継続して実施し、就労面と生活面の支援や障がいのある人の自立と社会参加を促進します。
社会福祉協議会	社会福祉協議会に配置しているCSWが、日々の相談援助や当事者団体支援で相談に応じる中で支援が必要と思われる場合は、関係機関と連携を図ります。また、日常生活自立支援事業では、利用者の自己実現に必要な相談援助を行います。
<b>取組の推進に向けた主な事業</b>	
◆ケアマネジメント体制の確立／地域生活支援事業などの充実【地域福祉課】	
◆障がい者就労支援事業【産業振興課】	
◆CSW配置事業／日常生活自立支援事業／団体事務【社会福祉協議会】	



#### ④地域との連携

担当	内容
地域福祉課	地域福祉の必要性について、住民（何らかの支援を必要とする人や家族など）の理解を深めることができるよう啓発します。
社会福祉協議会	新たな担い手を発掘・育成し、地区福祉委員会での話し合い、地域での取組の活性化を図り、地域や各種団体などと連携を図りながら促進します。
<b>取組の推進に向けた主な事業</b>	
◆理解促進研修・啓発事業【地域福祉課】	
◆地区福祉委員会推進事業【社会福祉協議会】	

#### ⑤生活困窮者自立支援

担当	内容
地域福祉課	生活保護に至る前の自立支援策の強化及び生活保護から脱却した人が生活保護に頼ることのないよう、自立相談から職業的自立までの一貫した支援に、大阪府で構築している、はーとほっと相談室と連携して取り組んでいます。 要支援者の適性に応じて多様な支援策につながるように、生活困窮者自立支援コーディネーターによる見守り・発見・つなぎの相談活動のネットワーク化を促進して自立相談支援事業を実施します。 また、ホームレス対策についても、はーとほっと相談室と連携し、継続して実施していきます。
地域福祉課	貧困がもたらす子どもの問題について、圏域での学習支援事業や保護者の就労支援など環境改善を促進します。また、高校生以上から65歳までの町内住民及び在勤者が、国家資格及び技能検定等に合格した場合に経費の補助を実施します。
健康こども課	
産業振興課	
社会福祉協議会	大阪府生活福祉資金及び総合支援資金等の貸付事業と生活困窮者自立支援コーディネーターの連携を強化します。貸付資金の相談に応じる中で、必要に応じて関係機関と連携し、支援につなげます。
<b>取組の推進に向けた主な事業</b>	
◆大阪府生活福祉資金貸付事業【社会福祉協議会】	

⑥大規模災害時等における避難行動要支援者支援

担当	内容
自治政策課	民生委員・児童委員、自主防災組織、各自治振興協議会、社会福祉協議会等と協力し、災害時に自力での避難が困難な障がいのある人や、高齢者一人ひとりに対する地域での支援体制（災害時避難行動要支援者支援プラン）を推進します。さらに、要支援者が安心して生活できるよう、災害時避難行動要支援者の支援者となる住民の増加に向けた周知や福祉避難所の増加に向けた取組を進めるとともに、介護サービス事業者への災害時対応マニュアルの整備を促進します。
高齢介護課	
地域福祉課	
社会福祉協議会	町の災害時避難行動要支援者支援プランにある地区福祉委員の役割が重要であり、民生委員・児童委員と連携し、地域のサロンや戸別訪問等で地域住民とのつながりづくりを進めます。また、避難行動要支援者に関する情報の一元化や、効率的な情報共有の方法についても検討します。
<b>取組の推進に向けた主な事業</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆災害時避難行動要支援者支援プラン【自治政策課】</li> <li>◆地区福祉委員会推進事業／小地域ネットワーク事業【社会福祉協議会】</li> </ul>	

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進体制の整備

#### (1) 担当課、関係課及び関係機関等との連携強化

子ども、高齢者、障がいのある人、様々な課題を抱える人の支援にあたっては、分野を横断して支援する視点を取り入れ、担当課と関係課、関連機関等との連携を図りながら推進します。

### 2 地域福祉の推進に向けた各主体の役割

#### (1) 町の役割

町は、地域の実情に合わせて、地域生活課題を解決するための包括的な支援体制を整備するとともに、地域住民等と協働して地域づくりを推進します。

#### (2) 民間団体の役割

社会福祉協議会、社会福祉法人、事業者をはじめ、地域課題の解決に取り組むNPO法人や、民間企業等、様々な民間団体が、地域住民や行政と連携し、相互ネットワークの形成を図りつつ、地域生活課題の解決に取り組みます。

#### (3) 地域住民の役割

地域住民が、地域のことを「我が事」として捉え、自ら考え、自ら活動することが地域福祉の原動力になります。自治会やボランティア活動への参画、NPO法人や社会福祉法人、民間企業等との連携に主体的に取り組むことで、地域活力を高めていくことが可能になります。地域生活課題の解決に向けて、共に支え合う地域福祉の推進に努めます。

### 3 地域との協働による推進

#### (1) 町・社会福祉協議会・地域での協働による推進

町・社会福祉協議会・関係機関と地域住民が役割を認識して、協働による各種取組を推進します。

#### (2) 社会福祉協議会の機能強化

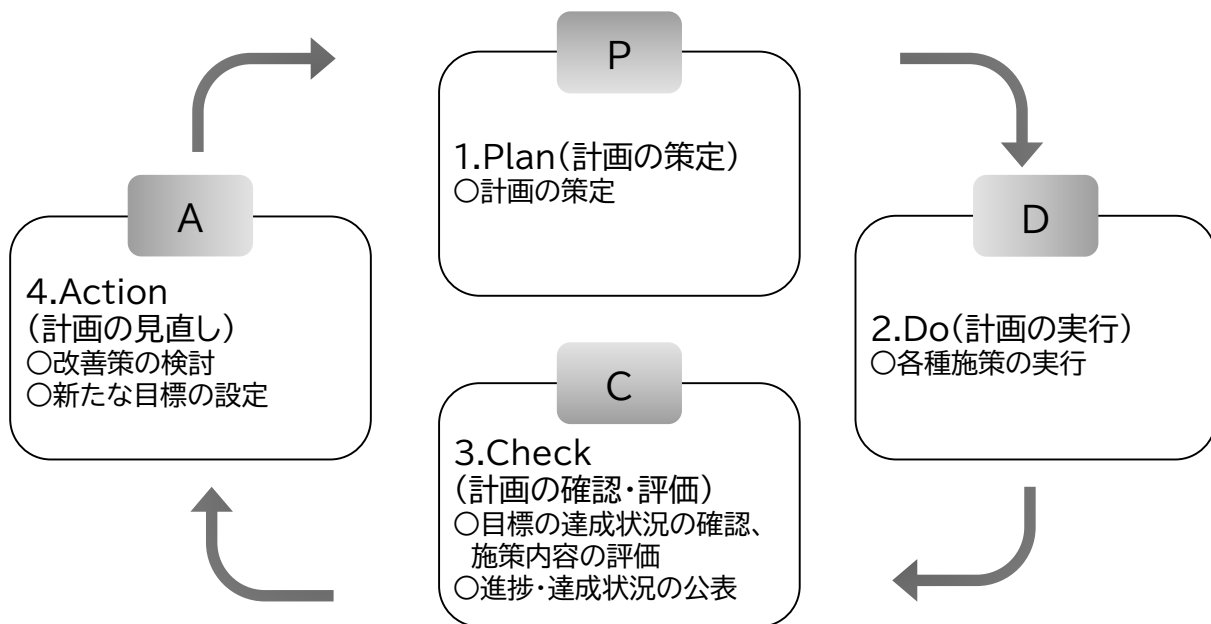
社会福祉協議会は、複合的な福祉課題への対応を図るため、関係機関や関係団体等との連携・調整機能の大きな役割を担うことから、引き続き大阪府社会福祉協議会や町との連携を深め、機能強化を図ります。

## 4 計画の推進・進行管理

計画の実行性を高めるため、各活動主体との連携状況や計画の取組等進捗状況の点検・評価を行います。

定期的に計画の進捗状況を把握し、必要な見直しを行うなどPDCAサイクルによる着実な推進を図ります。

図表 PDCAサイクルの概要



## 資料編

### 忠岡町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する忠岡町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）及び忠岡町地域福祉活動計画（以下「地域福祉活動計画」という。）を策定するため、忠岡町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 地域福祉に関する調査研究
- (2) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定
- (3) その他地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、20名以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる者で構成し、町長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱した日から2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会の会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉担当課及び忠岡町社会福祉協議会事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会で協議の上、定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年 3月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 忠岡町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(順不同)

氏 名	所 属
竹 内 亮	大阪体育大学 教育学部 教授
上ノ山 幸 子	忠岡町社会福祉協議会 会長
高 見 晃 市	忠岡町自治会連合会 会長
津 田 定 子	忠岡町エイフボランタリーネットワーク 副会長
八 木 啓 子	忠岡町民生委員児童委員協議会 副会長
石 原 廣 二	忠岡町身体障害者福祉会 会長
尾 崎 孝 子	忠岡町しょうがい支援福祉会 会長
櫻 井 忠 司	忠岡町人権協会 会長
巨 瑠璃子	泉北地区保護司会忠岡分会 会長
花 野 淳 一	忠岡町防犯委員会 会長
西 出 富 譽	忠岡町老人クラブ連合会 会長
毛綿谷 眞	忠岡町母子寡婦福祉会 会長
大 山 雄 一	泉大津市医師会 代表
高 橋 伸 明	忠岡町PTA協議会 会長
坂 口 敏	高齢者福祉施設 代表 (ピープルハウス忠岡 施設長)
井 手 康 之	児童福祉施設 代表 (チューリップ保育園 園長)
佐 水 裕 子	福祉事業所連絡会 代表 (ボラリスデイサービスセンター忠岡町)
東 祥 子	忠岡町健康福祉部長

## 策定経過

年月日	内容等
令和2年8月18日	第1回忠岡町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会 ●委員長及び副委員長の選任について ●第4次忠岡町地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定について ●アンケート調査の実施について
令和2年9月5日から 令和2年9月20日	住民アンケート調査・団体・施設・事業所アンケート調査の実施
令和3年1月29日から 令和3年2月5日	第2回忠岡町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会 （書面開催） ●第4次忠岡町地域福祉計画及び地域福祉活動計画素案について
令和3年2月22日から 令和3年3月11日	パブリックコメントの実施
令和3年3月19日	第3回忠岡町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会 ●パブリックコメントの結果について ●第4次忠岡町地域福祉計画及び地域福祉活動計画案について

## 用語解説

### あ行

---

#### 【アウトリーチ】

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのことをいいます。

#### 【インフォーマルサービス】

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のことです。具体的には、家族、近隣、友人、民生委員・児童委員、ボランティア団体、非営利団体（NPO）等の制度に基づかない援助等があります。

#### 【SDGs】

SDGsは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、私達がこれからも地球で生活し続けるために大切にしなければいけないことを示したものです。SDGsでは先進国、発展途上国の双方で、環境や教育、人権や健康に取り組むべきとして、17の目標と169の指標を設定しています。

#### 【NPO】

NPOは、non profit organization の略で、営利を目的とせず社会的活動を行う民間組織のことです。

### か行

---

#### 【虐待防止】

児童に対する虐待は、親または親に代わる保護者により児童に対して加えられた身体的、心理的、性的虐待及びネグレクト（保護の怠慢ないし拒否）等の行為をいいます。

高齢者に対する虐待は、身体的なものばかりではなく、言葉の暴力による精神的なものから必要な世話を故意にしない放任なども含みます。

障がいのある人に対する虐待は、障がいのある人が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態におかれることをいいます。

#### 【ケアマネジメント】

利用者の必要とするケアを調整する機能を果たす援助で、利用者が社会生活を行ううえでの様々なニーズに対応して、適切な社会資源と結びつけることをいいます。ケアマネジメントの援助は、①入り口、②アセスメント（心身の状態や問題状況等の把握・理解）、③ケース目標の設定とケアプランの作成、④ケアプランの実施、⑤モニタリング（ケアプランにそって提供されるサービスが利用者のニーズにうまく対応できているかどうか確認し、チェックすること）、⑥再アセスメント、⑦終結といった過程を持っています。



### 【こども110番の家】

子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになったとき、助けを求めることができるように、地域の家庭が「こども110番の家」の旗等を掲げ、子どもを保護することにより、子どもたちを犯罪から守り、被害を最小限に止めようとするものです。

### 【コミュニティソーシャルワーカー（CSW）】

地域で困っている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする役割を担う方のことです。

### 【コミュニティワーカー（CW）】

社会福祉に関する専門的知識を有し、地域援助技術等を活用して、地域援助に当たる専門職の人のことです。

### 【ごみ屋敷】

ごみが異常にあふれかえっている住宅のことで、家主がごみを蓄積・収集することが原因となります。景観の破壊・放火の危険性・悪臭などにより近隣住民に迷惑をかけることも多く、社会問題になっています。

### 【孤立死】

高齢化や核家族化の進行、集合住宅に住む高齢者の増加などに伴い、ひとり暮らしや夫婦のみ世帯が急増し、孤立生活が一般的になっています。そのような中で、厚生労働省では、人の尊厳を傷つけるような悲惨な孤立死（つまり、社会から「孤立」した結果、死後、長期間放置されるような「孤立死」。）が発生しないようにする必要があるという認識から、孤立死防止の取組が始められています。

## さ行

---

### 【サービスの評価】

サービスの評価のうち、自己評価は、問題点を改善し、サービスの質の向上を図ることができるように、福祉サービスの提供者である施設及び事業者が自ら福祉サービス等の質の評価を行うことをいいます。

第三者評価は、介護保険サービス等の利用者が、質の高いサービスを選択できるように、事業者が提供するサービスの質を当事者である事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価することをいいます。

### 【重層的支援体制】

各自治体が創意工夫を持って、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、複雑化・複合化した住民の地域課題を支援するための体制となります。

### 【小地域ネットワーク活動】

地区社会福祉議会が主体となり、地域の高齢者や障がいのある人や児童、子育て中の親子等、自立生活を行ううえにおいて支援を必要とする一人ひとりを対象に行う、地域住民による支えあい・助けあい活動のことです。

### 【消費者被害】

高齢者や判断能力が不十分な方を狙って、「瓦が割れて雨漏りする」などと嘘を言って不安を煽って必要のない住宅リフォームを契約させたり、使用（摂取）すれば健康になるといって商品を購入させたり、何の料金請求か不明な架空請求をハガキや封書で送りつけたりするもので、消費者被害が多くなっています。

### 【食育】

国民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断を楽しく身に付けるための学習等の取組をさします。

### 【身体拘束】

身体拘束は、①徘徊やベッドからの転落などの防止のため、車いすやベッドに紐などで縛る、②車いすからずり落ちたり、立ち上がらないようにY字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルを付ける、③脱衣やおむつはずしを抑制するために、つなぎ服を着せる、④行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる、⑤自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する、などの行為をさします。

### 【生活支援コーディネーター】

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けた調整役を果たす人のことです。

### 【性的マイノリティ】

「からだの性」と「自分が認識する性」が一致しない人や、恋愛感情などの性的な意識が同性ないしは両性に向かう人（同性愛者、両性愛者）などを総称した言葉です。

### 【成年後見制度】

認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力の不十分（不十分の認定は家庭裁判所が行います。）な人を保護するためにできた制度で、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を不利益から守ります。

### 【セーフティネット】

困難な状況に陥った場合に援助したり、そうした事態になることを防止する仕組みまたは装置を意味します。地域福祉では、地域の住民、関係機関・団体、市町村などが地域における課題を共有化し、計画的な課題解決のための取組を推進するとともに、地域において様々な困難や課題を抱える「要援護者」を早期に発見し、必要なサービスにつないでいくための情報提供や相談機能の整備と、それらの連携システムのことをいいます。

### 【ソーシャル・インクルージョン】

1980年代以降、米国の障がい児教育領域において、注目されてきた考え方で、「包み込む」という意味を持ち、「包含」「包括」等と訳されます。障がいの有無にかかわらず、また能力にとらわれないことなく、あらゆる児童が地域社会における学校教育の場において包み込まれ、それぞれに必要な援助が保障された上で教育を受けることを意味しています。

## た行

---

### 【ダブルケア】

子育てと親などの介護や世話を同時に行う必要がある状況をいいます。

### 【地域共生社会】

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしといきがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。

### 【地域包括支援センター】

平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取組を実践していくことをその主な業務としています。

### 【地区福祉委員会】

住みよい福祉のまちづくりを進めることを目的に、そこに住む全ての住民が安心して暮らせるよう、住民主体となって地域ぐるみで、よりきめ細やかな福祉活動を推進するために結成された組織です。

### 【DV（ドメスティック・バイオレンス）】

一般的には、夫婦や恋人など親密な関係にある、またはそういう関係にあった男女間の様々な暴力という意味で使われています。単に殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、威嚇や無視、行動の制限などの心理的な苦痛を与えることの精神的暴力、望まない性的な行為の強要などの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的に圧迫する行為も含まれます。

### 【認知症高齢者】

高齢期における脳の広範な器質的障がいにより、獲得されている知能が低下していく「認知症症状」を示している高齢者のことです。認知症には「アルツハイマー型認知症」や脳血管障がいによる「脳血管性認知症」などがあります。

### 【ノーマライゼーション】

「障がい等社会的に不利な状況にある人々を当然に包含するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人間と同等の権利を享受できるようにする」という考え方です。

## は行

---

### 【8050問題】

80代の親が50代の子どもの生活を支えるという問題です。背景にあるのは子どものひきこもりで、子どもが50代、その親が80代となり、親子が社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなるという状況が社会問題となっています。

### 【発達障がい】

平成17年4月1日に施行された「発達障害者支援法」では、発達障がいの定義として、広汎性発達障がい（自閉症、アスペルガー症候群など）、学習障がい、注意欠陥多動性障がいの3つと、これらに類するもので、通常低年齢で発現し、日常生活に制限を及ぼす脳機能障がいをあげています。

### 【バリアフリー化】

障がいのある人や高齢者等のための物理的な障壁を取り除くことをしていますが、今日では、物理的な障壁のみならず、制度的、心理的、文化・情報等生活全般にわたる障壁を取り除くことをしています。

### 【ひきこもり、閉じこもり】

厚生労働省国立精神・神経センター精神保健研究所社会復帰部によると、ひきこもりとは「さまざまな要因によって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態」と定義しています。

また、高齢者の場合、閉じこもりが問題となっています。閉じこもりとは、特に病気もないのに、例えば家にばかりいるなど、活動的な生活をしていないことをいいます。老化に伴い心身機能の低下から閉じこもりがちになりやすく、介護予防の観点からもこのような高齢者の生きがいを高め心身機能の維持・向上を図ることが必要になっています。

### 【ファミリー・サポート・センター】

仕事と子育ての両立を支援するため、また、急用等で一時的に子どもを預ける必要ができたときなどに、育児の援助が受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）を結びつける会員制の子育て支援サービスのことです。

第4次忠岡町地域福祉計画  
・地域福祉活動計画

発行年月:令和3年3月

発行:大阪府忠岡町

編集:健康福祉部 地域福祉課 ・ 社会福祉協議会

住所:大阪府泉北郡忠岡町忠岡東 1-34-1

電話:0725-22-1122

F A X:0725-22-1129

ホームページ:<https://www.town.tadaoka.osaka.jp/>